

有価証券報告書

事業年度 自 2025年4月1日
(第108期) 至 2026年3月31日

株式会社豊和銀行

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第108期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	4
4 【関係会社の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	5
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	7
3 【事業等のリスク】	11
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	14
5 【重要な契約等】	23
6 【研究開発活動】	23
第3 【設備の状況】	24
1 【設備投資等の概要】	24
2 【主要な設備の状況】	24
3 【設備の新設、除却等の計画】	24
第4 【提出会社の状況】	25
1 【株式等の状況】	25
2 【自己株式の取得等の状況】	42
3 【配当政策】	44
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	45
5 【従業員の状況等】	64
第5 【経理の状況】	66
1 【財務諸表等】	67
第6 【提出会社の株式事務の概要】	108
第7 【提出会社の参考情報】	109
1 【提出会社の親会社等の情報】	109
2 【その他の参考情報】	109
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	110

監査報告書

確認書

内部統制報告書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月19日
【事業年度】	第108期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
【会社名】	株式会社豊和銀行
【英訳名】	THE HOWA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 権藤 淳
【本店の所在の場所】	大分市王子中町4番10号
【電話番号】	097(534)2611(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総合企画部長 神野 康弘
【最寄りの連絡場所】	大分市王子中町4番10号
【電話番号】	097(534)2611(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総合企画部長 神野 康弘
【縦覧に供する場所】	株式会社豊和銀行 福岡支店 (福岡市博多区博多駅南2丁目1番9号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神2丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行の当事業年度の前 4 事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次 決算年月		第104期 2022年 3 月	第105期 2023年 3 月	第106期 2024年 3 月	第107期 2025年 3 月	第108期 2026年 3 月
経常収益	百万円	9,645	9,886	10,465	10,380	12,042
経常利益	百万円	959	1,456	682	1,344	1,207
当期純利益	百万円	848	1,302	877	1,037	819
持分法を適用した場合の 投資利益	百万円	—	—	—	—	—
資本金	百万円	12,495	12,495	13,495	13,495	13,495
発行済株式総数						
普通株式	千株	5,944	5,944	5,944	5,944	5,944
優先株式		5,399	5,399	6,399	5,600	4,900
純資産	百万円	32,011	32,158	37,167	34,056	27,804
総資産	百万円	642,931	619,731	620,810	599,499	596,133
預金残高	百万円	562,414	562,391	568,868	559,661	557,550
貸出金残高	百万円	417,743	420,304	422,506	429,303	439,457
有価証券残高	百万円	110,161	108,765	108,049	110,842	112,765
1株当たり純資産額	円	789.13	814.03	1,051.52	788.57	922.30
1株当たり配当額						
普通株式		10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
(内 1株当たり中間配当額)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
B種優先株式		8.00	8.00	8.00	8.00	8.00
(内 1株当たり中間配当額)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
D種優先株式		110.60	111.00	118.40	124.50	177.80
(内 1株当たり中間配当額)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
E種優先株式		200.00	200.00	200.00	—	—
(内 1株当たり中間配当額)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
F種優先株式		—	—	26.36	185.00	185.00
(内 1株当たり中間配当額)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益	円	82.73	159.62	83.88	106.74	69.27
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	18.89	28.17	18.30	19.54	17.08
自己資本比率	%	4.97	5.18	5.98	5.68	4.66
自己資本利益率	%	2.65	4.06	2.53	2.91	2.64
株価収益率	倍	6.96	3.50	5.87	4.54	7.07
配当性向	%	12.08	6.26	11.92	9.36	14.43
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	13,197	△24,760	△5,696	△19,809	△5,775
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△6,691	433	1,301	△5,347	△1,333
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△464	△451	3,081	△2,055	△7,533
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	103,670	78,891	77,577	50,364	35,722
従業員数 (外、平均臨時従業員数)	人	520 (84)	508 (77)	511 (72)	503 (67)	509 (69)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX)	%	91.56 (101.98)	90.62 (107.91)	81.71 (152.52)	82.03 (150.16)	84.37 (202.20)
最高株価	円	722	595	559	520	600
最低株価	円	550	533	469	433	433

(注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため、記載しておりません。

2. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末株式引受権－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

3. 最高・最低株価は、福岡証券取引所におけるものであります。
4. 第106期において、第三者割当方式により、F種優先株式1,000千株を発行しております。
5. 第107期において、E種優先株式全株である799千株を消却しております。
6. 第108期において、D種優先株式1,600千株のうち700千株を消却しております。
7. 第108期の1株当たり配当額については、2026年6月26日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。

2 【沿革】

1949年12月22日	大豊殖産無尽株式会社として設立
1953年1月26日	相互銀行法の施行に伴い、株式会社豊和相互銀行に商号変更
1953年9月16日	本店を大分市大字大分555番地に移転
1963年7月1日	日本銀行と当座預金取引を開始
1974年2月12日	本店を大分市王子中町4番10号の現在地に移転
1977年10月17日	第1次オンラインサービス開始
1983年4月9日	国債窓口販売業務の開始
1983年8月1日	豊銀ビジネスサービス株式会社の設立(ほうわビジネスサービス株式会社へ社名変更)
1984年11月5日	第2次オンラインサービス開始
1988年6月1日	公社債のフルディーリング業務の開始
1989年2月1日	金融機関の合併及び転換に関する法律により、株式会社豊和銀行に商号変更
1989年9月11日	株式会社ほうわバンクカードの設立
1990年12月12日	福岡証券取引所へ株式を新規上場
1994年4月27日	担保附社債信託法に基づく受託業務開始
1995年5月8日	第3次オンラインサービス開始
1999年7月1日	投資信託の窓口販売開始
2001年2月26日	インターネット・モバイルバンキングの開始
2002年10月1日	生命保険の窓口販売開始
2006年3月31日	ほうわビジネスサービス株式会社解散
2006年8月28日	第三者割当方式によるA種優先株式60億円及びB種優先株式30億円発行
2006年12月18日	第三者割当方式によるC種優先株式90億円発行
2007年7月23日	株式会社セブン銀行とのATM利用提携開始
2010年4月12日	会員制サービス「ほうわサックスサービス」取扱開始
2012年4月2日	株式会社ローソン・ATM・ネットワークスとのATM利用提携開始
2013年2月18日	ほうわでんさいネットサービス開始
2013年4月30日	株式会社ほうわバンクカード解散
2014年3月31日	C種優先株式90億円を取得・消却するとともに、第三者割当方式によるD種優先株式160億円発行
2014年4月1日	「ほうわ経営改善応援ファンド」創設
2014年12月1日	「なんでん J Q S U G O C A」取扱開始
2015年4月24日	地方創生推進室の設置
2016年6月29日	お客さま支援部の設置
2017年4月27日	第三者割当方式によるE種優先株式7,997百万円発行及びA種優先株式60億円取得
2017年7月31日	A種優先株式60億円消却
2019年1月4日	勘定系システム「BeSTAc l o u d」稼働開始
2023年6月29日	監査等委員会設置会社へ移行
2024年2月9日	第三者割当方式によるF種優先株式100億円発行及びE種優先株主との合意によるE種優先株式一部取得
2024年4月1日	金銭を対価とする取得条項の行使によるE種優先株式の取得
2024年7月31日	E種優先株式全株を消却
2025年8月1日	D種優先株式160億円のうち70億円を取得・消却

3 【事業の内容】

当行は、銀行業務を中心に、証券業務、投資信託・保険商品の窓口販売業務等の金融サービスに係る事業を行っており、当行の事業の区分は銀行業の単一セグメントであります。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

以下の記載における将来に関する事項は、当事業年度の末日現在において当行が判断したものであります。

(1) 経営の基本方針

当行は、以下の「基本方針」等に基づき、地域経済の活性化や地域貢献等に強力に取り組んでまいります。

(経営理念)

・Contribution：貢献

わたくしたち豊和銀行は、地域の発展に貢献します。

・Customers：お客様第一主義

わたくしたち豊和銀行は、常にお客さまに寄り添い、ありがとうと言っている銀行を目指します。

・Challenge&Change：挑戦と変革

わたくしたち豊和銀行は、たゆまぬ挑戦と変革により、未来を切り開きます。

(目指す姿)

「地元大分になくてはならない地域銀行」

(基本方針)

「地域への徹底支援による地元経済の活性化」

(2) 目標とする経営指標

2025年9月に公表した「経営強化計画」(対象期間：2025年4月～2028年3月)につきましては、「経営の改善の目標」である「コア業務純益」及び「業務粗利益経費率」に加え、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化及び地域経済の活性化に資するため、「中小規模事業者等向け貸出残高」、「中小規模事業者等向け貸出の総資産に占める比率」及び「経営改善支援先数の取引先企業総数に占める割合」を目標に掲げております。

経営強化計画の初年度である2025年度につきましては、5項目全て達成の見込みとなっております。

	2025/3 期 実績 (始期)	2025/9 期 実績	2026/3 期 計画	2026/3 期 実績 (速報)	2026/3 期 計画比	2026/9 期 計画	2027/3 期 計画	2027/9 期 計画	2028/3 期 計画
コア業務純益 (百万円)	1,802	863	1,618	1,851	+233	854	1,816	1,116	2,272
業務粗利益 経費率	63.43%	66.38%	66.59%	66.21%	△0.38P	63.23%	63.29%	59.71%	60.15%
中小規模事業者等向け 貸出残高(億円)	3,096	3,113	3,135	3,206	+71	3,168	3,197	3,226	3,255
中小規模事業者等向け 貸出の総資産に占める 比率	51.64%	52.40%	52.84%	53.78%	+0.94P	53.11%	53.38%	53.68%	53.86%
経営改善支援先数の取 引先企業総数に占める 割合	6.64%	8.27%	6.73%	8.95%	+2.22P	6.75%	6.76%	6.77%	6.78%

※「コア業務純益」＝「業務純益」＋「一般貸倒引当金繰入額」－「国債等債券損益」

※「業務粗利益経費率」＝(「経費」－「機械化関連費用」)÷「業務粗利益」

※「中小規模事業者等向け貸出」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ハに規定する別表第一における中小企業等から個人事業者以外の個人等を除いた先に対する貸出をいいます。

※「経営改善支援先」とは、「応援ファンド支援先」「経営相談支援先」「事業継承支援先」「創業・新事業支援先」「事業再生支援先」をいいます。

(3) 経営環境

2025年度の国内経済は、物価高騰や人手不足に伴う賃金上昇が続く中、価格転嫁が厳しい企業では業績が悪化し、中小企業等を中心に倒産件数は増加基調となっており、好業績を維持する企業との間で二極化が進んでおります。また、賃上げは進んでいるものの、物価高騰により実質賃金はマイナスで推移し、個人消費は足踏み状態にあります。さらに、米国の関税政策、ウクライナやホルムズ海峡等の地政学リスクなど、海外の政治動向は不確実性を増しており、国内経済も引き続き先行きが不透明な状況となっております。

金融環境では、物価の高騰や円安の進行等を踏まえ、日本銀行は政策金利を2025年12月に0.25%ポイント引き上げ、政策金利は0.75%になりました。これを受け、当行では預金金利を引き上げる一方、貸出金利の基準となる短期プライムレートを2026年2月に0.25%ポイント引き上げました。

当行の主要な営業基盤である大分県経済は、観光客の増加により、観光業等の一部の業種では業況は改善されているものの、全体的には国内経済同様に物価高騰、人手不足さらには金利上昇等の影響により、中小企業・小規模事業者を中心に業績が悪化している企業は多く、依然として不透明な状況にあります。

(4) 会社の対処すべき課題

私たちを取り巻く経済環境は、円安進行等による原材料価格、エネルギー価格、食料品価格をはじめとする諸物価の高騰、さらには人手不足・人件費の増加等により、大変厳しい状況にあります。特に地域の中小企業・小規模事業者のお客さまにとりましては、物価高騰や人手不足等の影響を受け有効な対策を打てないことから、業績低迷に苦しむお客さまが大変増えております。さらに、海外の地政学リスクの高まりから、国内外の経済環境の不確実性も増しております。加えて、従来からの構造的課題である過疎化、少子高齢化・人口減少、廃業の増加等の課題は依然として重くのしかかっており、中小企業・小規模事業者のお客さまを取り巻く経営環境は厳しさを増す状況にあると言えます。

当行は、このような経営環境であればこそ、地域の中小企業・小規模事業者のお客さまの最良のパートナーとして、これまで以上にお客さまに寄り添い、伴走し、お客さまの経営改善支援や事業再生支援に全力で取り組むことが当行の果たすべき最大の使命と考えております。

これまで当行はその使命を果たすため、お客さまの売上増強を含め、経営課題の改善や業務プロセスの改善をご支援する「Vサポート」及び「応援ファンD」を“経営改善支援の両輪”として位置づけ、全行を挙げて取り組んでまいりました。今後はこれまでの活動で蓄積してきたノウハウをより多くのお客さまの経営改善支援や事業再生支援に活かしていきたいと考えております。

なお、当行は2025年8月1日に公的資金160億円のうち70億円を繰り上げ返済いたしました。

引き続き『お客さま第一主義』の経営理念のもと、まずは、お客さまに“ありがとう”と言っていただけの付加価値をご提供し、その結果として当行にも収益をもたらさせていただける『共通価値の創造』の実現に向けて取り組み、経営基盤の強化に努め、内部留保の充実を図ってまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当行のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当行が、有価証券報告書提出日現在において、合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の結果とは異なる可能性があります。

《基本的な考え方及び重点的取組》

当行は「ほうわSDGｓ宣言」を公表し、「貢献」「お客さま第一主義」「挑戦と変革」という経営理念のもと、地域金融機関としての事業活動を通じてのSDGｓ達成を目指しております。具体的には、『サステナブルな社会の実現に向けて』（毎年4月に更新しホームページに掲載）の中で、下記の3つの分野に整理したうえで、取組方針及び具体的な取組事例を明示しております。

①銀行本業として地域経済の活性化を実現する

当行は、地域の中小企業・小規模事業者ならびに個人のお客さまの活性化なくして地域の発展はなく、地域の発展なくして地域金融機関の発展はないという信念のもと、地域のお客さまの課題解決に向けて、銀行が丸となって取り組むことが、地域金融機関の最大の使命と考えております。地域のお客さまが抱えるさまざまな課題やニーズに真摯に向き合い、それらの解決に向けて伴走支援していくことで、地域のさらなる活性化に貢献してまいります。

②地域社会の発展・向上、地域の環境保全に努める

地域の文化活動、福祉の向上、金融教育及び環境保全活動に取り組み、将来にわたり安心して健やかに暮らせる社会の実現に努めてまいります。

③人材育成、働き方改革を推進する

性別や年齢を問わず、すべての従業員が生き生きと働き甲斐をもって活躍できるよう、人材育成、職場環境の改善、働き方改革、女性活躍推進等に取り組んでまいります。

(1) ガバナンス

当行は3年毎に中長期の経営方針を定めた『経営強化計画』を策定しております。その計画の中で達成すべき目標として中小企業に対する金融仲介機能の状況を示す「中小規模事業者等向け貸出残高、中小規模事業者等向け貸出の総資産に占める比率」と、お取引先への経営改善支援の状況を示す「経営改善支援先数の取引先企業総数に占める割合」を定めております。毎月開催している経営強化計画運営協議会にてその目標の達成状況を把握・分析し、必要に応じて迅速に改善を図っております。

また、『経営強化計画』の履行状況については、半年毎に取締役会へ報告するとともに当行ホームページで開示しており、上記指標のほか、お客さまへの金融仲介機能及び経営改善支援として取り組んでいる各施策の実施状況も外部から確認できるようにしております。

人的資本においても、当行のビジネスモデルを支えるために必要な人材を育成・確保するため、人材育成計画や採用計画、その他の人的資本投資等に関する重要な施策の検討や進捗状況の報告を定期的に行っております。

(2) 戦略

上記《基本的な考え方及び重点的取組》のもと、当行はその役割を果たすため、地域のお客さまに対する円滑な金融仲介機能の発揮に努めることは当然のこととして、さらに本業支援・経営改善支援・事業再生支援などに全行を挙げて取り組み、結果として当行の収益性・健全性の向上にも貢献するという『共通価値の創造』をビジネスモデルの根幹に据えております。『共通価値の創造』を実践するため、お客さまの経営改善を支援する強力なスキームを整備するとともに、そのための人的資本を充実させていくことが重要な取組と考えております。

経営改善支援のスキームとしては、お客さまの売上増強及び業務プロセスの改善をご支援する「Vサポート」及び「応援ファン」（「経営改善応援ファン」「創業・新事業応援ファン」「事業承継・M&A応援ファン」を一括りにした総称）を“経営改善支援の両輪”と位置づけ、継続的・組織的に全力で取り組んでおります。さらには「企業支援部」、「お客さま支援部」及び「ソリューション支援部」による3部の知見を活かした経営改善支援を行う『3部合同支援体制』を構築しており、これまで以上に踏み込んだ実効性の高い経営改善・再生支援に取り組んでおります。

人的資本については、『人材こそが経営の要』と考え、人材確保、人材の活躍推進及び人材育成等人的資源に関して下記の取組を行っております。当行における、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針は、以下のとおりであります。

①お客さまの相談相手となれる行員の育成

当行の“経営改善支援の両輪”と位置づける「Vサポート」及び「応援ファンド」を担うために必要な業務スキル（円滑な資金供給ができる融資スキル、事業性評価、販路開拓（Vサポート）、事業承継、M&A等）を向上させるための取組を強化しております。

地域の課題解決や質の高いサービスを提供するため、階層別・職務別の集合研修の開催に加えて、これまで実施している本部各部への行内トレーニー制度の充実・強化と合わせ、行外研修やセミナーへの積極派遣により、地域振興や事業再生に強い人材の育成に取り組んでおります。（行外研修・セミナーへの派遣講座数の2026年度目標 年間：50講座（前年度実績比＋1講座））

専門性の高い人材確保のため、有資格者（中小企業診断士、M&Aシニアエキスパート、事業承継シニアエキスパート、FP技能士、宅地建物取引士等）を養成する取組を継続し、外部講師招聘によるセミナー開催等により資格習得のための支援を実施しております。（専門性の高い資格の保有者割合：2025年度実績560名中145名（25.9%）、2026年度目標560名中154名（27.5%、前年度比+1.6%））

また、新入行員に対しては入行後、原則2年間は預金業務、融資業務を経験し、3年目以降は適性・希望に合わせて、預金業務、融資業務または渉外業務から選択し、さらなるスキルアップを図るという「マルチキャリア開発プログラム」を導入しております。この人材育成プログラムを経ることで仕事の幅を広げるとともに行員自身の適性を見極めるための機会が得られ、若手行員のモチベーションアップにもつながっていると考えております。

②女性の活躍推進

女性行員の役割を重視した営業体制の構築が当行の喫緊の課題となっております。女性行員が十分に能力と個性を発揮し生き生きと活躍できるような環境を整備するとともに、融資や渉外といった今までは、主に男性行員が中心に担ってきた分野への配置による業務経験の蓄積やマネジメント力の向上を図り管理職への登用も拡大してまいります。また、育児短時間勤務については、法律上の義務は「子が3歳に達する日まで」のところを、これまで当行では努力目標の「子が3歳から小学校1年生修了まで」を対象とし導入していましたが、従業員のニーズに応えるため2022年4月より「子が小学校6年生修了まで」に対象を拡大しております。なお、育児短時間勤務を選択している小学校6年生修了までの子を有している女性行員は2025年度74名中29名（39.2%、前年度比+0.1%）となっております。さらに、子の看護休暇についても法律上の義務は「小学校3年生修了まで」のところを、「小学校6年生修了まで」に対象を拡大しております。加えて、所定外労働の免除についても法律上の義務である「小学校就学の始期まで」のところを、「小学校6年生修了まで」に対象を拡大しております。なお、子の看護休暇を取得している小学校6年生修了までの子を有している女性行員は2025年度74名中42名（56.8%、前年度比+10.4%）となっております。

③ワーク・エンゲージメントの向上

行員が仕事に対して充実した心理状態を維持、向上させるためには、職場内における「心理的安全性」の確保が前提条件であり、上司や先輩に付度することなく行員一人一人が自由闊達に発言できるフラットな人間関係の構築が必要だと考えております。「心理的安全性」の確保につきましては、地道な啓発活動による行員の理解が必要であることから、関係部が連携し、常にその重要性について情報発信を行い、臨店や行員との面談により実態の把握を行って定着化を図っております。2025年度からは、心理的安全性確保のための施策として、「ほうわ＋1（プラスワン）運動」（下記の注を参照）の取組を開始しました。なお、「ほうわ＋1運動」に係る取組の一環として、社内報『ほうわタイムズ』を発刊しております。本誌では、営業店や本部の業務内容の紹介、行員紹介に加え、ほうわ＋1運動における好事例を取り上げており、これにより、部署間の垣根を越えて相談しやすい風土の醸成と、心理的安全性の確保に努めております。更に、支店長経験者やシニア人材（60歳以上）が随時営業店を臨店し、若手行員の悩みを聞く場も作っております。

また、当行では人材の確保につながる取組として、中途採用に積極的に取り組んでおります。特に、当行を退職した行員を対象とした「ウェルカムバック採用」に注力しており、退職した行員を「豊和銀行の業務内容や企業風土に一定の知見を持つ一方、当行外でさまざまな経験・キャリアを積んできた貴重な人材」と捉え、積極的に採用し、多様な人材によって人的リソースを強化することで、より一層、地域経済の発展に貢献してまいります。なお、2025年度までに12名の行員をウェルカムバック採用として中途採用しております。

更に、2024年3月1日より副業制度を導入しております。この副業制度は、従業員が余暇時間を活用して新たなスキルや経験を得ることで、自らのキャリア形成、収入向上、新たな分野への挑戦など、多様な働き方を実現するとともに、その活動を通じ、銀行に対するエンゲージメントを向上させ、併せて、地域社会の発展に資することを目的としております。なお、2026年3月31日現在8名の行員が副業の登録を行っております。

加えて、行員が最大限の能力を発揮するためには、心身ともに健康であることが欠かせません。行員が健康を維持できるよう、後押しするとともに、健康診断の結果が芳しくなかった行員については2次健康診断の受診を強く勧めております。なお、2025年度の2次健康診断の受診者は91名中85名（93.4%、前年度比+12.1%）となっております。

(注)「ほうわ+1（プラスワン）運動」とは、“成果のため”ではなく、“誰かのため”に、いつもの行動にあと一步の優しさ・気配り・関心を添える運動のことです。この取組により、組織全体の雰囲気を含め、心理的安全性の高い職場環境の中で意見を交わせる風土の醸成を目指します。その積み重ねが、行員のエンゲージメントを高め、ひいては顧客対応力の向上・信頼力の強化へつながることを期待するものです。

(3) リスク管理

当行のサステナビリティに関する考え方によれば、リスクとしては取引先の信用リスクがその大半を占めると考えております。信用リスクについては「クレジットポリシー」、「信用リスク管理規程」及び「与信決裁権限規程」等の管理諸規程に従い、与信ポートフォリオのリスクの状況を定量・定性両面から把握しております。また、与信管理に関する規程やマニュアルを整備するとともに、特に信用リスクの程度が大きい与信先等については、企業支援部が重点的に管理を行うなど適切な対応をとっております。

また、長時間労働やメンタル不調等の人的リスクについては、産業医による面談や全従業員を対象としたストレスチェックを実施のうえ、専門家の助言のもと適切に対処しております。

(4) 指標及び目標

上記(1)に記載のとおり、「中小規模事業者等に対する貸出残高、総資産に対する比率」と「経営改善支援先数の取引先企業総数に占める割合」を指標と定め、目標を設定し管理しております。詳細は「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 目標とする経営指標」に記載のとおりであります。

また、当行では、上記「(2)戦略」において記載した、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、次の指標を用いて進捗管理しております。当該指標に関する目標及び実績は、次のとおりであります。

指標	目標	実績 (当事業年度)	前年度対比
専門性の高い資格の保有者割合(注1、2)	2028年3月までに30.0%	25.9%	△1.2P
渉外担当者に占める女性の割合(注3)	2028年3月までに35.0%	17.3%	△2.1P
期首行員数に対する年間離職率の5年平均(注4)	2028年3月までに5.0%	5.6%	+0.2P
女性の平均勤続年数(注5)	2028年3月までに13.0年	12.1年	—

(注)1. 専門性の高い資格（中小企業診断士、M&Aシニアエキスパート、事業承継シニアエキスパート、FP技能士、宅地建物取引士等）保有者の延べ人数÷（正行員+元正行員の嘱託）により算出しております。

・専門性の高い資格保有者の推移

	2024年3月	2025年3月	2026年3月
専門性の高い資格保有者の延べ人数	153人	150人	145人
正行員+元正行員の嘱託	552人	553人	560人

2. 専門性の高い資格保有者はこの3年間で減少しております。これには、資格保有者の退職（20名）に加え、新規資格保有者数が退職者数を下回ったことが背景にあります。今後、専門性の高い資格の保有者割合の向上のために、合格者に対しての報奨金制度の他、取得にかかる費用補助を行うなどにより推進を強化してまいります。また、資格取得の効果が上がるよう全行員に導入・提供している「eラーニング」の活用を強化してまいります。
3. 渉外担当者に占める女性の割合の増加を図るために、対象者への研修等の拡充や経験豊富な渉外担当者がマンツーマンで指導を行う「バディ制度」、支店長経験者やシニア人材が“帯同”して顧客訪問を行うなどの実践により育成と定着を強力に進めております。

・女性渉外担当者の推移

	2024年3月	2025年3月	2026年3月
女性渉外的人数	18人	20人	19人
渉外的人数	101人	103人	110人

4. 離職防止に対しては、定期的な個人面談の実施によるコミュニケーションの強化や異動に関するミスマッチの防止に努め、さらに賃金・賞与・各種手当などの改善、時間外勤務の減少など労働環境のさらなる改善に向け取り組んでおります。
5. 女性の平均勤続年数の改善に向けては、女性の働きやすい職場環境の維持・向上への取り組みとして、子育て支援の「短時間勤務制度」の拡充、“育児休業からの復帰支援”の充実などに取り組んでおります。

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当事業年度の末日現在において当行が判断したものであります。

(1) 信用リスク

① 地域依存度の特殊性

当行は地域金融機関であり、大分県を主要な営業基盤としております。したがって、地域の経済環境の変化に大きな影響を受けます。地域経済の変動によっては、当行の不良債権及び与信関係費用は増加するおそれがあり、その結果、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 貸出先の特殊性

当行の貸出先は、中小企業及び個人が主体であることから、内部留保の蓄積が薄く、景気変動の影響を受けやすいため、当行は、ミドルリスク以上のリスクテイクをしている状況にあります。したがって、景気の低迷や雇用環境の悪化が続けば、当行の不良債権及び与信関係費用は増加するおそれがあり、その結果、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 業種別貸出の状況

当行は、特定業種や特定先等への与信集中を排除したリスクの分散を図っておりますが、当行の業種別の貸出割合は、建設業、不動産業、卸・小売業などの業種が他の業種に比べて高い状況にあります。また、地域には、建設業や不動産業が多く、建設工事の減少や不動産価格の下落により、内容が劣化している企業も少なくありません。企業の再生支援がうまくいかない場合、当行の与信関係費用はさらに増加する可能性があります。

④ 不良債権の状況

当行は、厳格な自己査定に基づき、資産の健全化を進めておりますが、地域経済の順調な回復とお取引先の業況回復ならびにお取引先に対する再生支援策の実現が遅れば、与信関係費用が増加し、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 貸倒引当金の状況

当行では、主に貸出金の貸倒実績率に基づく予想損失額を見込む方法により、貸倒引当金を計上しております。しかしながら、実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における予想を大幅に上回る可能性もあります。この場合、当行は貸倒引当金の積み増しを実施せざるを得なくなります。

(2) 市場リスク

当行では、有価証券などへの投資活動を行っております。したがって、当行の業績及び財政状態は、これらの活動に伴うリスク(金利、株価及び為替の市場変動)にさらされています。たとえば、金利が上昇した場合、保有する債券の価値に悪影響を及ぼします。また、保有している株式の価格が下落した場合には減損または評価損が発生し、当行の業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 流動性リスク

当行の業績や財務内容の悪化等が発生した場合、あるいは市場環境が大きく変化した場合に、資金繰りに支障をきたすほか、通常より著しく高い金利による資金調達を余儀なくされ、当行の業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) オペレーショナルリスク

① 事務リスク

当行は、預金・為替・貸出などの銀行業務を行っておりますが、全ての業務に事務リスクが存在すると認識しており、業務の遂行に際し損失が発生する可能性があります。また、役職員による不正な事務、あるいは不正や過失等による不適切な事務が行われることにより、損失が発生する可能性があります。

② システムリスク

重大なシステム障害が発生した場合、あるいは悪意のある第三者によるコンピュータシステムへの侵入等が発生した場合には、当行の業務運営や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 繰延税金資産に係るリスク

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に則り、繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の計算は、将来の課税所得に関する予測や仮定に基づいているため、実際の結果がこの予測や仮定とは異なる可能性があります。当行は、繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断した場合には、繰延税金資産を減額することとなります。その結果、業績に悪影響を与え、自己資本比率の低下を招くこととなります。

(6) その他のリスク

① 風評リスク

当行や金融業界等に対する風説・風評が、マスコミ報道・市場関係者への情報伝播・インターネット上の掲示板への書き込み等により発生・拡散した場合には、その内容の正確性にかかわらず、当行の業務運営や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

② コンプライアンスリスク

当行は、業務を遂行する上で様々な法令諸規則の適用を受けており、これらの法令諸規則が遵守されるよう役職員に対するコンプライアンスの徹底に努めていますが、役職員による違法行為等が発生した場合には、各種法令・規則等に基づく処分を受けることとなり、当行の業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 重要な訴訟等の発生に係るリスク

当行は、コンプライアンスの徹底に努め業務を行っておりますが、今後の事業活動の過程で必ずしも当行の責はなくとも、当行に対し訴訟等が提起された場合には、当行の評価とともに業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 情報リスク

当行は膨大な顧客情報を保有しており、顧客情報の管理には万全を期しているものの、悪意のある第三者によるコンピュータへの侵入だけでなく、役職員及び委託先の人為的ミス、事故等により顧客情報が外部に漏洩した場合、当行の業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 年金債務に係るリスク

当行の年金資産の時価が下落した場合、年金資産の運用利回りが低下した場合、または予測給付債務を計算する前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合には、損失が発生する可能性があります。また、制度内容の変更により未認識の過去勤務費用が発生する可能性があります。金利環境の変動その他の要因も年金債務及び年金資産に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥ ビジネス戦略が奏効しないリスク

当行は、収益力強化のため様々なビジネス戦略を実施していますが、これらの戦略が功を奏さないか、当初想定していた結果をもたらさない可能性があります。戦略が奏効しない例としては、既存の貸出について期待どおりの利鞘拡大が進まないこと、競争状況や市場環境により手数料収入の増大が期待どおりの成果とならないこと、経費削減等の効率化が期待どおり進まないこと、リスク管理での想定を超える市場の変動等により有価証券運用が期待どおりの成果を挙げられないこと、などがあります。

⑦ 規制変更のリスク

当行は、現時点の規制(法律、規則、政策、実務慣行等)に従って業務を遂行しております。このため、将来における規制変更が当行の業務運営や業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 格付に係るリスク

当行は、格付機関から格付を取得しております。格付水準は、格付機関が当行から提供された情報のほか独自に収集した情報や国内の金融システムに対する評価等も反映して付与され、常時見直しが行われます。仮に当行の格付が引き下げられた場合には、資金調達コストの上昇や必要とする資金を市場から調達できず資金繰りが困難となる可能性があります。

⑨ 自然災害等のリスク

地震や風水害等の自然災害、犯罪等により、地域の経済活動が停滞し、又、当行の事業活動に支障が生じ、当行の業績に悪影響が及ぶ可能性があります。また、貸出先が被害を受けたり、不動産価格の低下による担保価値の下落の影響を受けることにより、当行の業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑩ 感染症流行のリスク

大規模な感染症の流行が発生した場合には、業務継続体制を確保するための対策を行います。当行の行員に多数の感染者が発生した場合は、支店の一時閉鎖等当行の事業活動に支障が生じるほか、経済活動等への影響によっては取引先の業績悪化による信用リスクの上昇等を通じて、当行の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 人的リスク

当行は、お客さま本位の金融サービスの提供のために専門性の高い人材の確保や育成に努めておりますが、十分な人材の確保・育成ができない場合には、当行の競争力や生産性が低下し、当行の業績、財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当行の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態

預金は個人預金は増加したものの、法人預金・公金預金の減少等により、前年度末比21億11百万円減少の5,575億50百万円となりました。

貸出金は個人ローンが減少(前年度末比27億72百万円の減少)したものの、中小企業のお客さまに対する円滑な資金提供に努めた結果、事業性貸出が増加(前年度末比139億2百万円の増加)したことで、前年度末比101億53百万円増加し、4,394億57百万円となりました。

有価証券は、前年度末比19億22百万円増加の1,127億65百万円となりました。

② 経営成績

経常収益は貸出金利息、有価証券利息配当金及び株式等売却益の増加等により、前年度比16億62百万円増加の120億42百万円となりました。

経常費用は預金利息、貸倒引当金繰入額及び国債等債券売却損の増加等により、前年度比17億98百万円増加の108億34百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度比1億36百万円減少の12億7百万円となりました。また、当期純利益は前年度比2億18百万円減少の8億19百万円となりました。

③ キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加等により、57億75百万円のマイナス(前年度198億9百万円のマイナス)となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出等により、13億33百万円のマイナス(前年度53億47百万円のマイナス)となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得による支出等により、75億33百万円のマイナス(前年度20億55百万円のマイナス)となりました。

この結果、現金及び現金同等物は、前年度末比146億42百万円減少し、357億22百万円となりました。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当行の経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当事業年度の末日現在において判断したものであります。

① 経営成績の分析

当行は「地域への徹底支援による地元経済の活性化」という基本方針のもと、

(1) 「地域への徹底支援」

(2) 「経営基盤の強化」

の2つの取組方針を掲げ、中小企業・小規模事業者の成長・発展に向け、円滑な資金供給に努めるとともに、経営改善支援の取組みを徹底し、地域経済の発展に貢献していくことに全力で取り組み、地域のお客さまにとって「地元大分になくてはならない銀行」となることを目指しております。

特に、経営改善を必要とされるお客さまに対しては、「Vサポート」及び「応援ファンド」(これまでの「経営改善応援ファンド」に加え、新たに導入した「創業・新事業応援ファンド」「事業承継・M&A応援ファンド」の三つのファンドを一括りにした総称)を“経営改善支援の両輪”として位置づけ、お客さまの経営改善に全力で取り組んでおります。

「Vサポート」と「応援ファンド」の取組実績(2025年度末)は以下のとおりであります。

<Vサポート> (2016. 11からの累計)

	2025年度末	前年度末比
契約先数 (売り手)	97先	△3先
販路開拓件数累計 (買い手)	2,682件	+241件
契約先への売上貢献額累計	5,678百万円	+1,093百万円

<応援ファンド>

	2025年度	前年度比
取扱金額 (年間)	5,441百万円	+1,772百万円

※2025年度より、従来の「経営改善応援ファンド」に新たに導入した「創業・新事業応援ファンド」「事業承継・M&A応援ファンド」を加え、三つのファンドを一括りにして「応援ファンド」と定義しております。前年度比は2025年度の「応援ファンド」の取扱金額と2024年度の「経営改善応援ファンド」の取扱金額とを比較しております。

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3)経営環境及び(4)会社の対処すべき課題」に記載のとおり、地域の中小企業・小規模事業者のお客さまの最良のパートナーとして、これまで以上にお客さまに寄り添い、伴走し、お客さまの経営改善支援や事業再生支援に全力で取り組むことが当行の果たすべき最大の使命と考えており、お客さまの売上増強を含め、経営課題の改善や業務プロセスの改善をご支援する「Vサポート」及び「応援ファンド」を“経営改善支援の両輪”として位置づけ、全行を挙げて取り組んでまいりました。今後はこれまでの活動で蓄積してきたノウハウをより多くのお客さまの経営改善支援や事業再生支援に活かしていきたいと考えております。

② 財政状態の分析

イ. 貸出金残高

貸出金残高は個人ローンが減少（前年度末比27億72百万円の減少）したものの、中小企業のお客さまに対する円滑な資金提供に努めた結果、事業性貸出が増加（前年度末比139億2百万円の増加）したことで、前年度末比101億53百万円増加し、4,394億57百万円となりました。

ロ. 預金及び譲渡性預金残高

預金及び譲渡性預金残高は個人預金及び公金預金の増加等により、前年度末比24億88百万円増加の5,625億50百万円となりました。

ハ. 金融再生法開示債権

金融再生法開示債権は前年度末比1億63百万円増加の237億60百万円、金融再生法開示債権比率(不良債権比率)は同0.07ポイント低下の5.38%となりました。

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)	増減 (百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,653	1,575	△78
危険債権	20,960	21,317	356
要管理債権	982	867	△115
小計 ①	23,597	23,760	163
正常債権	408,718	417,658	8,939
総与信 ②	432,315	441,418	9,102
金融再生法開示債権比率 ①／②	5.45%	5.38%	△0.07P

③ 資本の財源及び資金の流動性の分析

イ. キャッシュ・フロー

当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

ロ. 資金運用・資金調達について

銀行業である当行は資金の大部分を預金で調達し、調達した資金を貸出金や有価証券・預け金等で運用し、その調達費用と運用収益との運用差益が当行の重要な利益の源泉となっております。設備資金等に係る資金需要は貸出金等の運用額に比べ僅少であります。

今後とも、収益増強のため、特に貸出金の増加に注力するとともに、着実な預金の増加を目指してまいります。

④ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当行の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

(参考)

(1) 国内・国際業務部門別収支

(経営成績の説明)

資金運用収益は、貸出金利息及び有価証券利息配当金の増加等により、前年度比10億72百万円増加しました。資金調達費用は、預金利息の増加等により、同7億72百万円増加しました。この結果、資金運用収支は同2億99百万円増加しました。役務取引等収益は金融商品等の窓口販売手数料の減少等により、同27百万円減少しました。役務取引等費用は、同33百万円減少しました。この結果、役務取引等収支は同6百万円増加しました。その他業務収支は、国債等債券売却損の増加等により同2億65百万円減少しました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前事業年度	8,117	41	8,159
	当事業年度	8,437	20	8,458
うち資金運用収益	前事業年度	8,462	45	3 8,504
	当事業年度	9,556	30	9 9,576
うち資金調達費用	前事業年度	345	3	3 345
	当事業年度	1,118	9	9 1,118
役務取引等収支	前事業年度	208	—	208
	当事業年度	214	—	214
うち役務取引等収益	前事業年度	1,341	—	1,341
	当事業年度	1,313	—	1,313
うち役務取引等費用	前事業年度	1,132	—	1,132
	当事業年度	1,099	—	1,099
その他業務収支	前事業年度	△129	—	△129
	当事業年度	△395	—	△395
うちその他業務収益	前事業年度	21	—	21
	当事業年度	71	—	71
うちその他業務費用	前事業年度	150	—	150
	当事業年度	466	—	466

(注) 1. 「国内業務部門」は当行の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

2. 「うち資金運用収益」及び「うち資金調達費用」の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用／調達状況

(経営成績の説明)

資金運用については、貸出金利回りが前年度比0.18ポイント上昇し、有価証券利回りが前年度比0.11ポイント上昇したことから、資金運用利回りは前年度比0.22ポイント上昇となりました。

資金調達については、預金利回りが前年度比0.14ポイント上昇したことから、資金調達利回りは前年度比0.14ポイント上昇となりました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前事業年度	(5,730) 602,966	(3) 8,462	1.40
	当事業年度	(4,017) 585,889	(9) 9,556	1.63
うち貸出金	前事業年度	424,928	7,724	1.81
	当事業年度	432,328	8,630	1.99
うち商品有価証券	前事業年度	0	—	—
	当事業年度	0	—	—
うち有価証券	前事業年度	113,067	564	0.49
	当事業年度	113,570	706	0.62
うちコールローン	前事業年度	8,479	30	0.35
	当事業年度	4,432	29	0.66
うち預け金	前事業年度	50,760	139	0.27
	当事業年度	31,539	180	0.57
資金調達勘定	前事業年度	582,125	345	0.05
	当事業年度	562,412	1,118	0.19
うち預金	前事業年度	566,185	338	0.05
	当事業年度	558,264	1,109	0.19
うち譲渡性預金	前事業年度	15,051	6	0.04
	当事業年度	3,865	7	0.20
うちコールマネー	前事業年度	5	0	0.52
	当事業年度	8	0	0.77
うち借入金	前事業年度	577	0	0.00
	当事業年度	0	0	0.74

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2. 「国内業務部門」は当行の円建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前事業年度494百万円、当事業年度481百万円)を控除して表示しております。

4. ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(うち書き)であります。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前事業年度	5,740	45	0.78
	当事業年度	4,034	30	0.75
うち有価証券	前事業年度	5,740	45	0.78
	当事業年度	4,034	30	0.75
資金調達勘定	前事業年度	(5,730) 5,730	(3) 3	0.06
	当事業年度	(4,017) 4,017	(9) 9	0.24

- (注) 1. 平均残高は、日々の残高の平均に基づいて算出しております。
2. 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。
ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。
3. ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(うち書き)であります。
4. 資金調達勘定の平均残高は全て円投入額であります。

③ 合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前事業年度	602,976	8,504	1.41
	当事業年度	585,906	9,576	1.63
うち貸出金	前事業年度	424,928	7,724	1.81
	当事業年度	432,328	8,630	1.99
うち商品有価証券	前事業年度	0	—	—
	当事業年度	0	—	—
うち有価証券	前事業年度	118,807	609	0.51
	当事業年度	117,604	736	0.62
うちコールローン	前事業年度	8,479	30	0.35
	当事業年度	4,432	29	0.66
うち預け金	前事業年度	50,760	139	0.27
	当事業年度	31,539	180	0.57
資金調達勘定	前事業年度	582,125	345	0.05
	当事業年度	562,412	1,118	0.19
うち預金	前事業年度	566,185	338	0.05
	当事業年度	558,264	1,109	0.19
うち譲渡性預金	前事業年度	15,051	6	0.04
	当事業年度	3,865	7	0.20
うちコールマネー	前事業年度	5	0	0.52
	当事業年度	8	0	0.77
うち借入金	前事業年度	577	0	0.00
	当事業年度	0	0	0.74

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前事業年度494百万円、当事業年度481百万円)を控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

(経営成績の説明)

役務取引等収益は、前年度比27百万円減少しました。役務取引等費用は、同33百万円減少しました。この結果、役務取引等収支は同6百万円増加しました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前事業年度	1,341	—	1,341
	当事業年度	1,313	—	1,313
うち預金・貸出業務	前事業年度	528	—	528
	当事業年度	560	—	560
うち為替業務	前事業年度	360	—	360
	当事業年度	368	—	368
うち証券関連業務	前事業年度	4	—	4
	当事業年度	7	—	7
うち代理業務	前事業年度	99	—	99
	当事業年度	100	—	100
うち保護預り・貸金庫業務	前事業年度	5	—	5
	当事業年度	5	—	5
うち保証業務	前事業年度	8	—	8
	当事業年度	8	—	8
うち保険窓販業務	前事業年度	132	—	132
	当事業年度	110	—	110
うち投信窓販業務	前事業年度	203	—	203
	当事業年度	154	—	154
役務取引等費用	前事業年度	1,132	—	1,132
	当事業年度	1,099	—	1,099
うち為替業務	前事業年度	52	—	52
	当事業年度	53	—	53
うち保証業務	前事業年度	948	—	948
	当事業年度	917	—	917

(注)「国内業務部門」は当行の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前事業年度	559,661	—	559,661
	当事業年度	557,550	—	557,550
うち流動性預金	前事業年度	337,075	—	337,075
	当事業年度	334,462	—	334,462
うち定期性預金	前事業年度	209,896	—	209,896
	当事業年度	211,367	—	211,367
うちその他	前事業年度	12,688	—	12,688
	当事業年度	11,720	—	11,720
譲渡性預金	前事業年度	400	—	400
	当事業年度	5,000	—	5,000
総合計	前事業年度	560,061	—	560,061
	当事業年度	562,550	—	562,550

(注) 1. 「国内業務部門」は当行の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前事業年度		当事業年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	429,303	100.00	439,457	100.00
製造業	18,207	4.24	18,390	4.18
農業、林業	1,240	0.29	1,325	0.30
漁業	181	0.06	185	0.04
鉱業、採石業、砂利採取業	895	0.21	889	0.20
建設業	42,549	9.91	43,554	9.91
電気・ガス・熱供給・水道業	12,206	2.84	10,147	2.31
情報通信業	1,213	0.28	1,161	0.26
運輸業、郵便業	9,028	2.10	10,492	2.39
卸売業、小売業	34,580	8.05	34,267	7.80
金融業、保険業	4,389	1.02	4,227	0.96
不動産業、物品賃貸業	114,793	26.74	125,356	28.53
各種サービス業	85,950	20.02	87,673	19.95
地方公共団体	28,641	6.67	27,664	6.30
その他	75,425	17.57	74,118	16.87
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	429,303	—	439,457	—

(注)「国内」とは、当行であります。

② 外国政府等向け債権残高(国別)

該当ありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前事業年度	17,742	—	17,742
	当事業年度	21,450	—	21,450
地方債	前事業年度	46,641	—	46,641
	当事業年度	47,971	—	47,971
社債	前事業年度	32,428	—	32,428
	当事業年度	31,976	—	31,976
株式	前事業年度	5,173	—	5,173
	当事業年度	4,861	—	4,861
その他の証券	前事業年度	3,803	5,052	8,855
	当事業年度	2,632	3,871	6,504
合計	前事業年度	105,790	5,052	110,842
	当事業年度	108,893	3,871	112,765

(注) 1. 「国内業務部門」は当行の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(7) 自己資本比率の状況

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、単体ベースについて算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2025年3月31日	2026年3月31日
1. 自己資本比率(2/3)	10.67	8.36
2. 単体における自己資本の額	354	288
3. リスク・アセットの額	3,320	3,446
4. 単体総所要自己資本額	132	137

(8) 資産の査定

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。))について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2025年3月31日	2026年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	17	16
危険債権	210	213
要管理債権	10	9
正常債権	4,087	4,177

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当行は、金融業界における競争が業態を超えて激化するなか、地域金融機関として、営業基盤の拡充ならびに中小企業・個人への特化を進めるとともに、店舗の効率的配置と業務の合理化・省力化に重点を置いた設備投資を行っております。

セグメントごとの設備については、次のとおりであります。なお、当行は銀行業の単一セグメントであります。

当行は新店舗建設工事及び新店舗土地造成工事等により総額354百万円の設備投資を実施しております。

2 【主要な設備の状況】

当事業年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

店舗名 その他	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	ソフト ウェア	合計	従業員数 (人)
				面積(㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
本店 他38ヶ店	大分県内	銀行業	店舗	39,586 (4,669)	4,097	1,045	256	108	250	5,757	485
福岡支店 他1ヶ店	福岡県内	銀行業	店舗	1,193 (43)	274	11	7	—	—	292	17
熊本支店	熊本県内	銀行業	店舗	45 (45)	—	11	5	—	—	17	7
その他	大分県内	銀行業	その他	4,215	37	11	—	—	—	48	—

- (注) 1. 当行の主要な設備の大宗は、店舗であります。
2. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め95百万円であります。
3. 動産は、事務機器172百万円、その他96百万円であります。
4. 当行の店舗外現金自動設備32カ所は、上記に含めて記載しております。
5. 土地の帳簿価額には、その他の有形固定資産に含まれている遊休資産の帳簿価額を含んでおります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金 調達方法	着手及び 完了予定年月	
						総額	既支払額		着手	完了
当行	宇佐・長洲 支店	大分県 宇佐市	移転	銀行業	店舗	367	249	自己資金	2024年 8月	2026年 4月

(2) 重要な設備の除却等

会社名	店舗名その他	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	期末帳簿価額 (百万円)	売却の予定時期
当行	旧杵築支店	大分県杵築市	銀行業	旧店舗	35	2026年6月

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	36,000,000
B種優先株式	3,000,000
D種優先株式	1,600,000
F種優先株式	1,000,000
計	41,600,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2026年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年6月19日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,944,490	5,944,490	福岡証券取引所	権利内容に何ら限定のない当 行における標準となる株式 (注)3～5、9
B種優先株式	3,000,000	3,000,000	非上場	(注)3～6
D種優先株式 (行使価額修正条 項付新株予約権付 社債券等)	900,000	900,000	非上場	(注)1～5、7
F種優先株式	1,000,000	1,000,000	非上場	(注)3～5、8
計	10,844,490	10,844,490	—	—

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

- (1) D種優先株式には、当行の普通株式を対価とする取得請求権が付与される。D種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における普通株式の株価を基準として決定され、又は修正されることがあり、普通株式の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される普通株式の数は増加する場合がある。
 - (2) D種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、取得の請求がなされたD種優先株式に係る払込金額の総額を、下記の取得価額で除して算出される。また、取得価額は、原則として、取得請求期間において、下記のとおり毎月1回の頻度で修正される。
取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額とする。
取得請求期間において、毎月第3金曜日の翌日以降、取得価額は、当該第3金曜日までの直近の5連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額に修正される。
 - (3) 上記の取得価額は、904円を下限とする。
 - (4) D種優先株式には、当行が、2024年3月31日以降、一定の条件を満たす場合に、当行の取締役会が別に定める日の到来をもって、法令上可能な範囲で、金銭を対価としてD種優先株式の全部又は一部を取得することができる取得条項が付されている。
2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
所有者との間の取決めはありません。
 - (2) 当行の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
所有者との間の取決めはありません。
3. 単元株式数は100株であります。
4. F種優先株式は会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしております。普通株式、B種優先株式及びD種優先株式は会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしております。
5. B種優先株式、D種優先株式及びF種優先株式は、普通株式に比べ配当を優先していることから、議決権において普通株式とは異なる定款の定めをしております。
6. B種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) B種優先配当金
当行は、定款第35条に定める期末の剰余金の配当を行うときは、B種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につきB種優先株式の払込金額の0.80%(2007年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、年率0.80%に基づき払込の日から2007年3月31日までの間の日数(初日と最終日を含む。))につき1年を365日とする日割計算により算出される割合とし、%未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。)に相当する額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を以下「B種優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において下記(4)に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
 - (2) 非累積条項
ある事業年度において、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - (3) 非参加条項
B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
 - (4) B種優先中間配当金
当行は、定款第36条に定める中間配当を行うときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につきB種優先配当金の2分の1に相当する額(2006年9月30日を基準日とする中間配当の場合は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。)の金銭(以下「B種優先中間配当金」という。)を支払う。
 - (5) 残余財産の分配
当行は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき1,000円の金銭を支払う。B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。
 - (6) 議決権
B種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。
 - (7) 株式の併合又は分割等
法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。B種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

(8) 取得請求権

① 取得請求権

B種優先株主は、下記②に定めるB種優先株式の取得を請求することができる期間(以下「B種取得請求期間」という。)中、当行がB種優先株式を取得するのと引換えに下記③及び④に定める算出方法により算出される数の当行の普通株式を交付することを請求することができる。

② B種取得請求期間

2009年7月1日から2029年9月30日までとする。

③ 取得と引換えに交付すべき普通株式数

B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

$$= \text{B種優先株主が取得を請求したB種優先株式の払込金額の総額} \div \text{B種取得価額}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わないものとする。

④ 当初B種取得価額

当初B種取得価額は、2009年6月30日(以下「B種取得価額決定日」という。)における普通株式の時価又は普通株式1株当たり純資産額のいずれか低い金額とする。ただし、当初B種取得価額が35円(ただし、下記⑤の調整を受ける。)(以下「下限当初B種取得価額」という。)を下回る場合は、当初B種取得価額は下限当初B種取得価額とする。

普通株式の時価とは、B種取得価額決定日に先立つ20取引日目に始まる15取引日の福岡証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいい、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記15取引日の間に、下記⑤に定めるB種取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は下記⑤に準じて調整される。また、普通株式1株当たり純資産額とは、次の算式により算出される額をいい、普通株式1株当たり純資産額の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{普通株式1株当たり純資産額} = (A - B) \div (C - D)$$

上記の算式におけるA、B、C及びDは、それぞれ以下を意味する。

A：B種取得価額決定日の直前の当行事業年度の末日における「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に基づき作成される連結財務諸表の純資産の部の合計金額から、同連結財務諸表の少数株主持分の金額並びに当行による直前の事業年度中の日を基準日とする普通株式以外の種類株式に係る金銭による剰余金の配当のうち、当行の事業年度の末日経過後に支払われる金銭による剰余金の配当の額を控除した金額

B：B種取得価額決定日において当行が発行している普通株式以外の種類株式(B種優先株式を含む。)の払込金額の総額

C：B種取得価額決定日における当行の発行済普通株式総数

D：B種取得価額決定日における当行及び当行の連結子会社(「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第5条に従い、連結の範囲に含まれる当行の子会社をいう。)が保有する当行の普通株式数

⑤ B種取得価額の調整

B種優先株式発行後、下記(イ)ないし(ホ)のいずれかに該当する場合には、次に定める算式(以下「B種取得価額調整式」という。)によりB種取得価額を調整するものとする。

$$\text{調整後B種取得価額} = \text{調整前B種取得価額} \times \{ (\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}) + (\text{新規発行} \cdot \text{処分普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \div 1 \text{株当たりの時価}) \} \div \{ (\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行} \cdot \text{処分普通株式数} \}$$

(イ) B種取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当行が保有する普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、下記(ハ)記載の証券(権利)の取得と引換え若しくは当該証券(権利)の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は下記(ニ)記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。)

調整後B種取得価額は、払込がなされた日(基準日を定めずは無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、募集又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

(ロ) 株式の分割の場合

調整後B種取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。なお、株式の分割の場合のB種取得価額調整式における「新規発行・処分普通株式数」とは株式の分割により増加する普通株式数を意味するものとし、また、「(既発行普通株式数－自己株式数)」は、「既発行普通株式数」と読み替えるものとする。

- (ハ) B種取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式又は当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)
- 調整後B種取得価額は、その払込がなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券(権利)の全額が、最初に取得される又は取得させることができる取得価額で、取得されたものとみなして(当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)の場合、さらに当該新株予約権の全てがその日に有効な行使価額で行使されたものとみなして)、その払込がなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、また募集又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該取得又は行使価額がその払込がなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後B種取得価額は、当該取得及び行使価額が決定される日(以下本(ハ)において「価額決定日」という。)に、発行される証券(権利)の全額が、当該取得価額で、取得されたものとみなして(当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)の場合、さらに当該新株予約権の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして)、価額決定日の翌日以降これを適用する。本(ハ)において「価額」とは、発行される証券(権利)の払込金額(新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)の場合、当該証券(権利)の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額)から取得(又は行使)に際して当該証券(権利)(又は新株予約権)の保有者に交付される普通株式以外の財産を控除した金額を交付される普通株式数で除した額をいうものとする。
- (ニ) B種取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式又は、当行の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式、の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)
- 調整後B種取得価額は、かかる新株予約権の割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な行使価額で、行使されたものとみなして(当行の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、さらに当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして)、割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、また募集又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該行使又は取得価額がその割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後B種取得価額は、当該行使及び取得価額が決定される日(以下、本(ニ)において「価額決定日」という。)に、発行される全ての新株予約権が、当該行使価額で、行使されたものとみなして(当行の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、さらに当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして)、価額決定日の翌日以降これを適用する。本(ニ)において「価額」とは、発行される新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額からその行使又は取得に際して当該新株予約権又は株式の保有者に交付される普通株式以外の財産を控除した金額を交付される普通株式数で除した額をいう。
- (ホ) 株式の併合により普通株式数を変更する場合
- 調整後B種取得価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。B種取得価額調整式で使用する「新規発行・処分普通株式数」は、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示し、これを使用するものとする。
- (ヘ) B種取得価額調整式における「1株当たり払込金額」とは、それぞれ以下のとおりとする。
- (a) 上記(イ)の場合 当該払込金額(無償割当ての場合は0円)
 - (b) 上記(ロ)の場合 0円
 - (c) 上記(ハ)の場合 上記(ハ)に定める価額
 - (d) 上記(ニ)の場合 上記(ニ)に定める価額
 - (e) 上記(ホ)の場合 0円
- (ト) 上記(イ)ないし(ホ)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項(ただし、(ロ)については、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後B種取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

(チ)上記(イ)ないし(ホ)に掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当行取締役会が判断する合理的なB種取得価額に変更される。

- (a) 合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転又は会社分割のためにB種取得価額の調整を必要とするとき。
- (b) その他当行の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によってB種取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) B種取得価額の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後B種取得価額の算出に関して使用すべき1株当たりの時価が他方の事由によって影響されているとき。
- (リ) B種取得価額調整式における「時価」とは、調整後B種取得価額の適用の基準となる日に先立つ20取引日目に始まる15取引日の福岡証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいい、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記15取引日の間に、上記(イ)ないし(ホ)に定めるB種取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、本⑤に準じて調整される。
- (ヌ) B種取得価額調整式で使用する「調整前B種取得価額」とは、調整後B種取得価額を適用する日の前日において有効なB種取得価額とする。
- (ル) B種取得価額調整式で使用する「(既発行普通株式数－自己株式数)」とは、基準日がない場合は調整後B種取得価額を適用する日の1か月前の日、基準日がある場合は基準日における発行済普通株式数から自己株式数を控除した数とする。
- (ヲ) 調整後B種取得価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ワ) B種取得価額調整式により算出された調整後B種取得価額と調整前B種取得価額との差額が1円未満の場合は、B種取得価額の調整は行わないものとする。ただし、その後B種取得価額の調整を必要とする事由が発生し、B種取得価額を算出する場合には、B種取得価額調整式中の調整前B種取得価額に代えて調整前B種取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(9) 取得条項

当行は、B種取得請求期間中に取得請求のなかったB種優先株式を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会が定める日(以下「一斉取得日」という。)をもって取得し、これと引換えに、B種優先株式1株の払込金額相当額を普通株式の時価で除して得られる数の普通株式を交付する。普通株式の時価とは、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15取引日の福岡証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいい、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当該平均値がB種取得請求期間の末日において有効なB種取得価額の70%に相当する額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(以下「下限一斉B種取得価額」という。)を下回るときは、B種優先株式1株の払込金額相当額を下限一斉B種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとし、当該平均値がB種取得請求期間の末日において有効なB種取得価額の100%に相当する額(以下「上限一斉B種取得価額」という。)を上回るときは、B種優先株式1株の払込金額相当額を上限一斉B種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。また、一斉取得日までに当行がD種優先株式を7. (10)①に定める普通株式を対価とする取得条項により取得した場合には、B種優先株式1株の払込金額相当額を下限一斉B種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。交付すべき普通株式数の算出において1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

7. D種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) D種優先配当金

当行は、定款第35条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株式を有する株主(以下「D種優先株主」という。)又はD種優先株式の登録株式質権者(以下「D種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株につき、D種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(2)に定める配当年率(以下「D種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)(以下「D種優先配当金」という。)の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して(5)に定めるD種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) D種優先配当年率

① 2014年3月31日に終了する事業年度に係るD種優先配当年率

D種優先配当年率＝初年度D種優先配当金÷D種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)

上記の算式において「初年度D種優先配当金」とは、D種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記に定める日本円TIBOR(12ヶ月物)(ただし、D種優先株式の発行決議日をD種優先配当年率決定日として算出する。)に0.95%を加えた割合(その算出の結果が8%を超える場合には、8%とする。)を乗じて得られる数に、払込期日より2014年3月31日までの実日数である1を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)とする。

② 2014年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るD種優先配当年率

D種優先配当年率＝日本円TIBOR(12ヶ月物)+0.95%

なお、2014年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るD種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全銀協TIBOR運営機関(ただし、日本円TIBORの公表主体が、全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。「営業日」とは東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算出の結果が8%を超える場合には、D種優先配当年率は8%とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がD種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、D種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) D種優先中間配当金

当行は、定款第36条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株につき、D種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下「D種優先中間配当金」という。)を支払う。

(6) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株につき、D種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記③に定める経過D種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過D種優先配当金相当額

D種優先株式1株当たりの経過D種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にD種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対してD種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 議決権

D種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、D種優先株主は、定時株主総会にD種優先配当金の額全部(D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、D種優先配当金の額全部(D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、D種優先配当金の額全部(D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(8) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得請求権

D種優先株主は、下記②に定める取得を請求することのできる期間中、当行に対し、自己の有するD種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当行は、D種優先株主がかかる取得の請求をしたD種優先株式を取得すると引換えに、下記③に定める財産を当該D種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

② 取得を請求することのできる期間

2014年4月1日から2029年3月31日まで(以下「D種取得請求期間」という。)とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、D種優先株式の取得と引換えに、D種優先株主が取得の請求をしたD種優先株式数にD種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記④ないし⑥に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、D種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④ 当初取得価額

取得価額は、当初、D種取得請求期間の初日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日(証券会社制法人福岡証券取引所(当行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、D種取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所)における当行の普通株式の終値(気配表示を含む。以下「終値」という。)が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が904円(以下「下限D種取得価額」という。)を下回る場合は、取得価額は下限D種取得価額とする。

⑤ 取得価額の修正

D種取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日まで(当日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)に修正される(以下、修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下限D種取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限D種取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、下記⑥に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥ 取得価額の調整

(イ) D種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限D種取得価額を含む。)を次に定める算式(以下、「D種取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の取得価額を「調整後D種取得価額」という。)。D種取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(i) D種取得価額調整式に使用する時価(下記(ハ)に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑥において同じ。))その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、又は当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。))が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後D種取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (ii) 株式の分割をする場合
調整後D種取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなしてD種取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。
- (iii) D種取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記(二)に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)及び(v)並びに下記(ハ)(iv)において同じ。)をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)
調整後D種取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなしてD種取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。
上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下、「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額がD種取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後D種取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなしてD種取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- (iv) 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本(イ)又は(ロ)と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)がD種取得価額調整式に使用する時価を下回る場合
調整後D種取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなしてD種取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。
なお、かかるD種取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後D種取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下「調整係数」という。)を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。
- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)又は本(iv)による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)又は本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1とする。
ただし、下限D種取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)又は本(iv)による直前の調整を行う前の下限D種取得価額を当該調整後の下限D種取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)又は本(iv)による調整が行われていない場合
調整係数は、上記(iii)又は本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えにD種取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後D種取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)又は(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後D種取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記(ホ)に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなしてD種取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。
- (vi) 株式の併合をする場合
調整後D種取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなしてD種取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- (ロ) 上記(イ)(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、取得価額(下限D種取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限D種取得価額を含む。)に変更される。

- (ハ) (イ) D種取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後D種取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後D種取得価額は、本⑥に準じて調整する。
- (ii) D種取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後D種取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (iii) D種取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記(イ)(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後D種取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記(イ)及び(ロ)に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記(イ)(iv)(b)又は(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。))からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記(イ)(iv)(b)又は(c)に基づく調整に先立って適用された上記(イ)(iii)又は(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
- (iv) D種取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記(イ)(i)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記(イ)(ii)及び(vi)の場合には0円、上記(イ)(iii)ないし(v)の場合には価額(ただし、(iv)の場合は修正価額)とする。
- (ニ) 上記(イ)(iii)ないし(v)及び上記(ハ)(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- (ホ) 上記(イ)(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後D種取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記(ハ)(iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- (ヘ) 上記(イ)(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記(イ)(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後D種取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- (ト) D種取得価額調整式により算出された上記(イ)第2文を適用する前の調整後D種取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後D種取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、D種取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。)を使用する。
- ⑦ 合理的な措置
上記④ないし⑥に定める取得価額((10)②に定める一斉取得価額を含む。以下、本⑦において同じ。))は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。
- ⑧ 取得請求受付場所
東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
- ⑨ 取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑧に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。
- (9) 金銭を対価とする取得条項
- ① 金銭を対価とする取得条項
当行は、2024年3月31日以降、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、法令上可能な範囲で、D種優先株式の全部又は一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日(開催日を含む。)の全ての日において終値が下限D種取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかるD種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産をD種優先株主に対して交付するものとする。なお、D種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も(8)①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

- ② 取得と引換えに交付すべき財産
 当行は、D種優先株式の取得と引換えに、D種優先株式1株につき、D種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過D種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、(6)③に定める経過D種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過D種優先配当金相当額を計算する。
- (10) 普通株式を対価とする取得条項
- ① 普通株式を対価とする取得条項
 当行は、D種取得請求期間の末日までに当行に取得されていないD種優先株式の全てをD種取得請求期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって取得する。この場合、当行は、かかるD種優先株式を取得するのと引換えに、各D種優先株主に対し、その有するD種優先株式数にD種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価(以下「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。D種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。
- ② 一斉取得価額
 一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限D種取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限D種取得価額とする。
- (11) 株式の分割又は併合及び株式無償割当て
- ① 分割又は併合
 当行は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びD種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。
- ② 株式無償割当て
 当行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及びD種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。
- (12) 法令変更等
 法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。
8. F種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) F種優先配当金
- ① F種優先配当金
 当行は、定款第35条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたF種優先株式を有する株主(以下「F種優先株主」という。)又はF種優先株式の登録株式質権者(以下「F種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、F種優先株式1株につき、F種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、F種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、配当率1.85%(2024年3月31日に終了する事業年度に係る期末の剰余金の配当の場合は、配当率1.85%に基づき払込期日から2024年3月31日までの間の日数(初日と最終日を含む。))につき1年を365日とする日割計算により算出される割合とする。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)(以下「F種優先配当金」という。)の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定めるF種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- ② 非累積条項
 ある事業年度においてF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がF種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項
 F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対しては、F種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
- (2) F種優先中間配当金
 当行は、定款第36条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、F種優先株式1株につき、F種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下「F種優先中間配当金」という。)を支払う。

(3) 残余財産

① 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、F種優先株式1株につき、F種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、F種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記③に定める経過F種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過F種優先配当金相当額

F種優先株式1株当たりの経過F種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にF種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対してF種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

F種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。

(5) 種類株主総会

法令に別段の定めがある場合を除き、当行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においても、F種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 金銭を対価とする取得条項

① 金銭を対価とする取得条項

当行は、2029年2月10日以降、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、法令上可能な範囲で、F種優先株式の全部又は一部を取得することができる。ただし、取締役会は、金融庁の事前の確認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかるF種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産をF種優先株主に対して交付するものとする。なお、F種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、F種優先株式の取得と引換えに、F種優先株式1株につき、F種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、F種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過F種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、上記(3)③に定める経過F種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過F種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする取得条項

① 普通株式を対価とする取得条項

当行は、2034年2月10日(以下「一斉取得日」という。)をもって、一斉取得日までに当行に取得されていないF種優先株式の全てを取得する。この場合、当行は、かかるF種優先株式を取得するのと引換えに、各F種優先株主に対し、その有するF種優先株式数にF種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、F種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価(以下「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。F種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

② 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が305円(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額(ただし、下記③による調整を受ける。)とする。

③ 下限取得価額の調整

(イ) F種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式(以下、「下限取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の取得価額を「調整後下限取得価額」という。)。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & & \text{既発行} & & \text{交付普通} \\ & & & & \text{普通株式数} & + & \text{株式数} \\ & & & & & & \times \\ & & & & & & \text{1株当たり} \\ & & & & & & \text{の払込金額} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} & \times & \text{時価} \\ \text{下限取得価額} & & \text{下限取得価額} & & & & \end{array}$$

- (i) 下限取得価額調整式に使用する時価(下記(ハ)(i)に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本③において同じ。))その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、又は当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。))が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)
- 調整後下限取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- (ii) 株式の分割をする場合
- 調整後下限取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。))が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。
- (iii) 下限取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記(ニ)に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)及び(v)並びに下記(ハ)(iv)において同じ。))をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)
- 調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。
- 上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。))に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- (iv) 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本(イ)又は(ロ)と類似する希薄化防止のための調整を除く。))が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。))における修正後の価額(以下「修正価額」という。))が下限取得価額調整式に使用する時価を下回る場合
- 調整後下限取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。
- なお、かかる下限取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)又は(b)の場合に応じて、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下「調整係数」という。))を乗じた額を調整前下限取得価額とみなすものとする。
- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)又は本(iv)による調整が行われていない場合
- 調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)又は本(iv)による調整が行われている場合
- 調整係数は、上記(iii)又は本(iv)による調整を行う直前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに下限取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
- 調整後下限取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)又は(iv)による下限取得価額の調整が行われている場合には、調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記(ホ)に定義する。))が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。
- (vi) 株式の併合をする場合
- 調整後下限取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。))を負の値で表示して交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- (ロ) 上記(イ)(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。
- (ハ) (i) 下限取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、下限取得価額の調整事由が生じた場合、調整後下限取得価額は、本③に準じて調整する。
- (ii) 下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。
- (iii) 下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記(イ)(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該下限取得価額の調整の前に上記(イ)及び(ロ)に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記(イ)(iv)(b)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記(イ)(iv)(b)に基づく調整に先立って適用された上記(イ)(iii)又は(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
- (iv) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記(イ)(i)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記(イ)(ii)及び(vi)の場合には0円、上記(イ)(iii)ないし(v)の場合には価額(ただし、(iv)の場合は修正価額)とする。
- (ニ) 上記(イ)(iii)ないし(v)及び上記(ハ)(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- (ホ) 上記(イ)(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記(ハ)(iii)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- (ヘ) 上記(イ)(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記(イ)(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- (ト) 下限取得価額調整式により算出された上記(イ)第2文を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。)を使用する。
- (8) 譲渡制限
- ① F種優先株式を譲渡により取得することについては当行取締役会の承認を要する。
- ② 当行取締役会は、F種優先株式の譲渡による取得について、当行取締役会が定める一定の基準に従って承認する権限を代表取締役に対して委任する。
- (9) 株式の分割又は併合及び株式無償割当て
- ① 分割又は併合
当行は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びF種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。
- ② 株式無償割当て
当行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及びF種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。
- (10) 法令変更等
法令の変更等に伴いF種優先株式の発行要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。
- (11) その他
上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。
9. 「提出日現在発行数」欄には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までのB種優先株式及びD種優先株式の取得請求により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	中間会計期間 (自 2025年10月 1 日 至 2026年 3 月31 日)	第108期 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31 日)
当該期間に権利行使された 当該行使価額修正条項付新株予約権付 社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る 交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る 平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る 資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使 された当該行使価額修正条項付新株 予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使 価額修正条項付新株予約権付社債券等 に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使 価額修正条項付新株予約権付社債券等 に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使 価額修正条項付新株予約権付社債券等 に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2024年 2 月 9 日 (注 1)	1,000	12,344	5,000	17,495	5,000	15,349
2024年 2 月 9 日 (注 2)	—	12,344	△4,000	13,495	△3,997	11,352
2024年 7 月31日 (注 3)	△799	12,344	—	13,495	—	11,352
2025年 8 月 1 日 (注 4)	—	11,544	—	13,495	△7,000	4,352
2025年 8 月 1 日 (注 5)	△700	10,844	—	13,495	—	4,352

(注) 1. 有償 第三者割当(F種優先株式)発行株数 1,000千株 発行価格 10,000円 資本組入額 5,000円
割当先 学校法人文学園、三和酒類株式会社、株式会社テレビ大分、株式会社大分銀行、

大分朝日放送株式会社、株式会社九州リースサービス、株式会社南日本銀行、

株式会社宮崎太陽銀行、株式会社ティ・エフ・シー、株式会社カーリーノ 他516先

2. 会社法第447条第1項の規定に基づく資本金の額4,000百万円(減資割合22.8%)の減少及び会社法第448条第1項の規定に基づく資本準備金の額3,997百万円(減資割合26.0%)の減少による、その他資本剰余金への振り替え

3. 自己株式(E種優先株式799千株)の消却

4. 会社法第448条第1項の規定に基づく資本準備金の額7,000百万円(減資割合61.6%)の減少による、その他資本剰余金への振り替え

5. 自己株式(D種優先株式700千株)の消却

(5) 【所有者別状況】

① 普通株式

2026年3月31日現在

2026年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	18	9	728	—	1	1,817	2,573	—
所有株式数 (単元)	—	15,322	2,678	19,991	—	1	20,883	58,875	56,990
所有株式数 の割合(%)	—	26.02	4.54	33.95	—	0.00	35.47	100.00	—

(注) 1. 自己株式50,630株は「個人その他」に506単元、「単元未満株式の状況」に30株含まれております。

2. 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、10単元含まれております。

② B種優先株式

2026年3月31日現在

2020年5月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数 (単元)	—	30,000	—	—	—	—	—	30,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

③ D種優先株式

2026年3月31日現在

2020年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数 (単元)	—	9,000	—	—	—	—	—	9,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

④ F種優先株式

2026年3月31日現在

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	13	—	285	—	—	228	526	—
所有株式数 (単元)	—	1,350	—	6,627	—	—	2,023	10,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	13.50	—	66.27	—	—	20.23	100.00	—

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
株式会社西日本シティ銀行	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目1番1号	3,146	29.15
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号	900	8.33
豊和銀行従業員持株会	大分県大分市王子中町4番10号	371	3.44
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	263	2.44
九州総合信用株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目10番26号	219	2.03
長野 健一	埼玉県ふじみ野市	171	1.59
株式会社福岡銀行	福岡県福岡市中央区天神2丁目13番1号	160	1.48
株式会社南日本銀行	鹿児島県鹿児島市山下町1番1号	145	1.34
株式会社宮崎太陽銀行	宮崎県宮崎市広島2丁目1番31号	144	1.33
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	137	1.27
計	—	5,659	52.43

(注) 上記株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式は全て信託業務に係る株式であります。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の 議決権に対する 所有議決権数の 割合(%)
豊和銀行従業員持株会	大分県大分市王子中町4番10号	3,715	6.36
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	2,635	4.51
九州総合信用株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目10番26号	2,143	3.67
長野 健一	埼玉県ふじみ野市	1,719	2.94
株式会社福岡銀行	福岡県福岡市中央区天神2丁目13番1号	1,603	2.74
株式会社西日本シティ銀行	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目1番1号	1,464	2.50
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	1,371	2.34
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	1,338	2.29
株式会社福岡中央銀行	福岡県福岡市中央区大名2丁目12番1号	1,314	2.25
株式会社南日本銀行	鹿児島県鹿児島市山下町1番1号	1,251	2.14
計	—	18,553	31.78

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	B種優先株式 3,000,000	—	「1(1)② 発行済株式」の「内容」の記載を参照
	D種優先株式 900,000	—	同上
	F種優先株式 1,000,000	—	同上
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 50,600	—	権利内容に何ら限定のない 当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,836,900	普通株式 58,369	同上
単元未満株式	普通株式 56,990	—	同上
発行済株式総数	10,844,490	—	—
総株主の議決権	—	58,369	—

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄に同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が10個含まれております。

② 【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 株式会社豊和銀行	大分市王子中町4番10号	50,600	—	50,600	0.85
計	—	50,600	—	50,600	0.85

(注) 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は発行済普通株式の総数であります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

会社法第155条第3号に該当するD種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号に該当するD種優先株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年7月17日)での決議状況 (取得日2025年8月1日)	700,000	7,041,941,900
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	700,000	7,041,941,900
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	—

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

普通株式

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	380	192,007
当期間における取得自己株式	89	42,292

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

普通株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	50,630	—	50,719	—

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

D種優先株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式(注)	700,000	7,041,941,900	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 当事業年度における消却の処分を行った取得自己株式の処分価額の総額には、みなし配当相当額41,941,900円が含まれております。

3 【配当政策】

当行は、経営の健全性維持の観点から、収益力の強化を図る中で、内部留保の蓄積に努めつつ、安定かつ適切な配当を行っていくことを基本方針としております。また、国の資本参加を仰いでいる中において、財務基盤の安定化を図る観点から、配当以外の利益の社外流出については、引き続き抑制することといたしております。

当行は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。なお、中間配当については、2006年3月期より実施しておりません。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき普通株式は1株当たり10円の配当、B種優先株式は1株当たり8円の配当、D種優先株式は1株当たり177円80銭の配当、F種優先株式は1株当たり185円の配当を2026年6月26日開催予定の定時株主総会で決議して実施する予定であります。

内部留保資金につきましては、財務基盤の充実に活用し、地元の中小企業・個人事業主・個人のお客さまに対する円滑な資金供給や各種サービスの提供を適切に行い、地域経済の発展に貢献してまいります。

当行は、「取締役会の決議によって、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2026年6月26日 定時株主総会決議(予定)	普通株式 58	普通株式 10.00
	B種優先株式 24	B種優先株式 8.00
	D種優先株式 160	D種優先株式 177.80
	F種優先株式 185	F種優先株式 185.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方

「いちばんにあなたのこと。」のキャッチフレーズのもと、「経営理念」及び「企業倫理」の遵守を通じて、地域金融機関として公共的・社会的役割の重要性を認識し、お取引先の皆さまに対する円滑な資金供給と質の高い金融サービスの充実に注力し、地域貢献という社会的責任を果たすことを経営の基本方針としております。

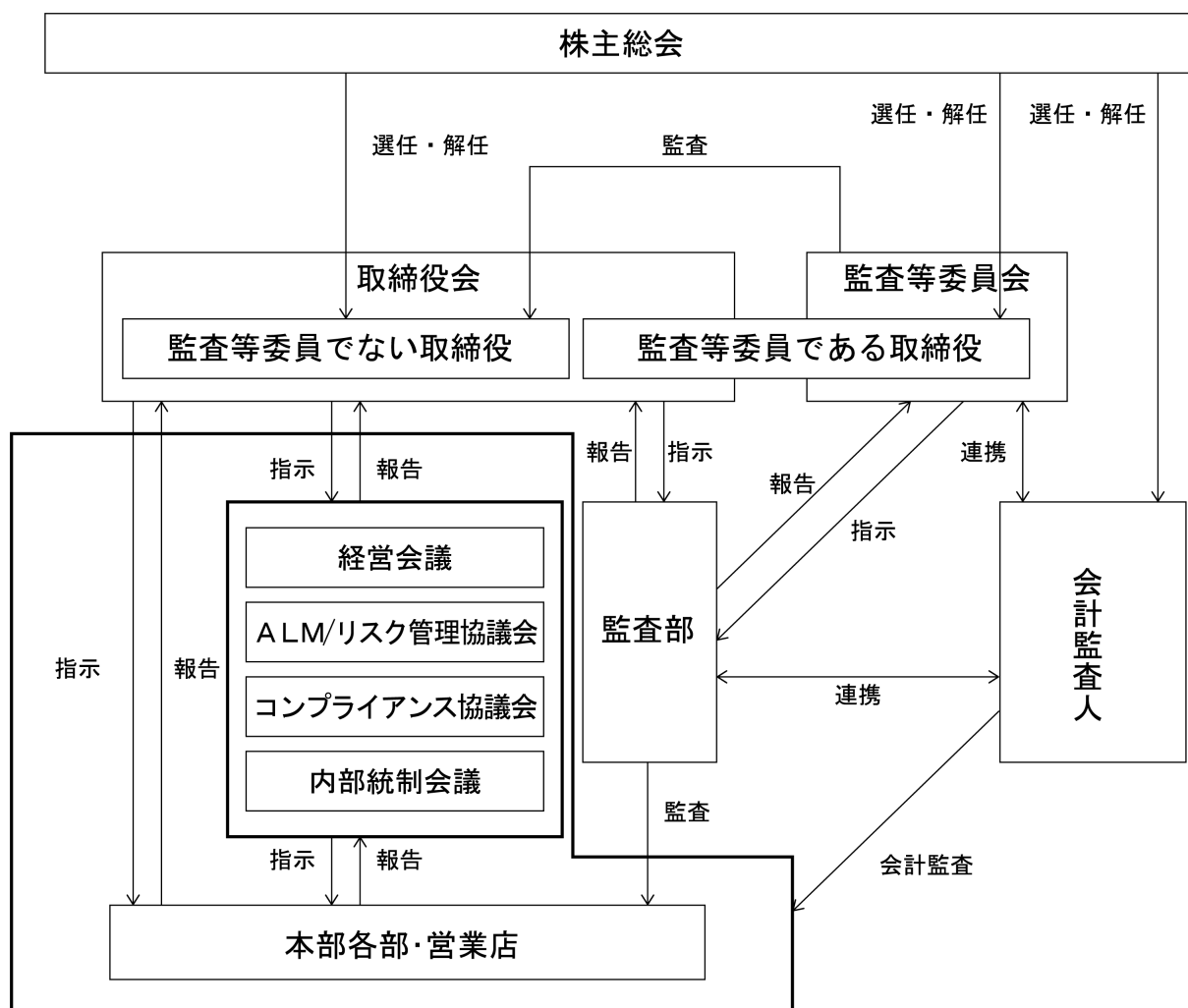
また、お取引先や地域社会以外にも、株主から経営を負託された者としての責任(受託者責任)をはじめ、従業員等様々なステークホルダーに対する責務を負っていることを認識して銀行経営を行っております。

このような責務を果たしていくため、戦略的な経営の実現、迅速な意思決定機能と執行体制の強化、経営の透明性の確保、適時適切な情報開示等、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行う体制を確立することが経営の最重要課題の1つであると認識しております。

これらの取組みにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るとともに、質の高い金融サービスを持続的に提供できる体制を構築し、「地元大分になくてはならない地域銀行」を目指してまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当行の企業統治の体制の概要は次のとおりであります。



業務執行においては、各種規程等に基づく取締役会や経営会議等の意思決定を踏まえ、行われております。

また、内部監査部署として監査部を設置し、内部監査を実施しております。監査部は、牽制機能を確保するため、すべての業務部門から独立しており、取締役会で承認を得た「監査計画」に基づいて監査を実施し、監査結果を取締役会へ報告しております。

監査等委員会及び監査部は、会計監査人と連携し、三者の監査上の問題点や業務の改善状況や課題を定期的に意見交換を行い、三者が共通認識を持つことにより監査の充実を図っております。

当行は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

<当行のコーポレート・ガバナンスに係る主な機関の内容>

イ．取締役会

取締役会は、重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する目的で設置しており、業務執行の最高意思決定機関であります。取締役会には、構成員である取締役12名（うち監査等委員3名）が出席し、業務執行の状況を把握するとともに、必要があると認められた場合は意見を述べております。

経営に対する監督機能の強化と中長期的な企業価値の向上を目指した助言機能の強化を図るため、取締役12名のうち4名の社外取締役を選任しております。経営環境の変化に対する迅速な対応及び経営責任の明確化のため、取締役（監査等委員を除く。）の任期は1年にしております。また、監査等委員である取締役の任期は2年としております。なお、当行は2026年6月26日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、取締役12名（うち監査等委員3名、うち社外取締役4名）となる予定です。

ロ．監査等委員会

監査等委員会は、常勤の監査等委員2名（うち社外取締役1名）、非常勤の監査等委員1名（うち社外取締役1名）の3名で構成され、監査等委員会室には補助使用人1名（監査部兼任）を配置しております。監査等委員会は、原則として毎月開催し、監査方針、監査計画、監査結果等について協議を行います。監査等委員は、取締役会、経営会議等の重要な会議へ出席するほか、重要な決裁書類の閲覧、取締役（監査等委員を除く。）等からの報告・説明の聴取、営業店への往査等により、業務執行が適切に行われていることを確認・検証しております。また、監査等委員会は、会計監査人及び代表取締役との定期的な意見交換や監査部との連携を通じて必要な情報を収集・共有し、監査の実効性の確保に努めております。

ハ．経営会議

経営会議は、経営に関する重要事項を協議する目的で設置しており、取締役会より権限委譲された業務執行の決定を行っております。

イ～ハの機関ごとの構成員は、次のとおりであります。（◎は議長又は委員長を表す。）

2026年6月19日（有価証券報告書提出日）現在

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	経営会議
取締役頭取	権藤 淳	◎		◎
専務取締役	牧野 郡二	○		○
常務取締役	渡部 悌史	○		○
取締役	佐藤 真広	○		○
取締役	浜野 法生	○		○
取締役	佐藤 直威	○		○
取締役	宮原 雄一	○		○
社外取締役	赤松 健一郎	○		
社外取締役	渡邊 博子	○		
取締役監査等委員	梶原 茂樹	○	◎	
社外取締役監査等委員	河野 哲郎	○	○	
社外取締役監査等委員	秦野 真郎	○	○	

2026年6月26日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、イ～ハの機関ごとの構成員は、次のとおりとなる予定です。

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	経営会議
取締役頭取	権藤 淳	◎		◎
専務取締役	牧野 郡二	○		○
専務取締役	渡部 悌史	○		○
常務取締役	佐藤 真広	○		○
常務取締役	浜野 法生	○		○
取締役	佐藤 直威	○		○
取締役	宮原 雄一	○		○
社外取締役	赤松 健一郎	○		
社外取締役	渡邊 博子	○		
取締役監査等委員	梶原 茂樹	○	◎	
社外取締役監査等委員	河野 哲郎	○	○	
社外取締役監査等委員	秦野 真郎	○	○	

二. ALM/リスク管理協議会

ALM/リスク管理協議会は、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク等のオペレーショナルリスクその他銀行業務の運営において発生する各リスクについて、その所在・種類を認識し、計測手法・モニタリング手法について協議・検討するとともに、コントロールを行うことにより業務計画や収益計画に反映させ経営指標として活用することを目的として設置しており、ALM・リスク管理に関する重要事項を審議・決定を行っております。

ホ. コンプライアンス協議会

コンプライアンス協議会は、取締役会直轄のコンプライアンスに関する審議機関として設置しており、取締役会の決議された方針等に基づき、コンプライアンスに関する具体的事項を審議・決定しております。

へ. 内部統制会議

内部統制会議は、行内の情報開示統制の整備・充実に図ること及び内部統制報告制度に基づき、経営者が継続的に実施する財務報告に係る内部統制評価手続等を支援するために設置しており、内部統制に係る事項について審議・調整等を行っております。

ト. 経営強化計画運営協議会

経営強化計画運営協議会は、経営強化計画における目標の達成状況を把握・分析し、改善が必要な場合には改善を指示しております。

<当該企業統治の体制を採用する理由>

現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由としては、(1) 意思決定の迅速性を重視していること、(2) 社外取締役を4名選任することで、経営に対する監督機能を高めるとともに中長期的な企業価値の向上を目指した助言が期待できること、(3) 監査等委員のうち常勤の監査等委員が2名(うち社外取締役1名)選定されており、常勤がいない場合や1名の場合に比べより経営に対する監視機能が高いこと、が挙げられます。

③ 企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備の状況

A. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、業務運営にあたっては、いかなる場合においても法令等を厳正に遵守し、誠実かつ公正な企業活動を遂行していくことを「コンプライアンスの基本方針」として定めております。また、この基本方針に則った業務運営を実現させるため、「コンプライアンスの行動指針」、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、周知徹底を図るほか、「コンプライアンス・プログラム」を事業年度毎に策定し、その進捗状況を定期的に把握・評価しております。
- ・コンプライアンスの徹底を確保する体制として、コンプライアンス協議会、コンプライアンス統括部署を設置するとともに、部店長をコンプライアンス責任者、次席者等をコンプライアンス担当者に任命し、各部店に配置しております。
- ・「ホットライン運営要領」に基づき、役職員が法令等違反や不正行為等の疑義がある業務上の行為を知った場合に、コンプライアンス統括部署、監査等委員会、顧問弁護士等の定められた受付窓口へ直接相談・通報することができる「ホットライン制度」を整備・確立しております。
- ・財務報告の適正性を確保するため、「情報開示統制の基本方針」等に基づき、一般に公正妥当と認められる内部統制の枠組みに準拠した体制を整備・確立しております。
- ・「反社会的勢力対応に関する基本方針」等に基づき、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、排除する体制を整備・確立しております。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察等外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応しております。
- ・「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する全社的な方針」等に基づき、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立しております。

- ・「顧客保護等管理方針」等に基づき、お客さまの資産、情報、利益を保護するとともに、利便性の向上を図る体制を整備・確立しております。
 - ・内部監査部門は、コンプライアンス態勢の適切性及び有効性を定期的に検証し、その結果を取締役会、監査等委員会に報告しております。
- B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役の職務の執行に係る各種議事録・稟議書等（電磁的記録を含む。）は、行内規程に基づき、適正に保存・管理（廃棄を含む。）しております。
 - ・取締役は、保存・管理された各種議事録・稟議書等を常時閲覧できるものとしております。
- C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・業務の適切性及び健全性を確保するため、リスク管理の基本的な考え方や管理方針等を定めた「リスク管理の基本方針」を制定しております。また、この基本方針に基づき、統合的リスク管理並びにリスクカテゴリー別の具体的な管理方針・体制等を定めた関連規程等を制定し、周知徹底を図っております。
 - ・当行の抱えるリスクを適切に把握・管理する体制として、統合的リスク管理の統括部署を設置し、当行全体のリスクを統合的に管理するとともに、リスクカテゴリー毎に設置したリスク部会にて当該リスクを管理しております。また、ALM／リスク管理協議会を設置し、リスクの保有・管理状況を定期的に把握し、対応策等を審議・決定する体制を整備・確立しております。
 - ・災害や障害等の緊急事態に陥った際に速やかな業務の再開及び継続を行うため、「業務継続計画（BCP）」を定め、適切な危機管理対応が出来る体制を整備・確立しております。
 - ・内部監査部門は、リスク管理態勢の適切性及び有効性を定期的に検証し、その結果を取締役会、監査等委員会に報告しております。
- D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・経営強化計画、年度毎の事業計画及び基本方針を策定し、達成すべき経営目標を明確に定めるとともに、適切に業務運営及び業績管理を行っております。
 - ・取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役会の具体的な運営及び付議基準等を定めた「取締役会規程」を制定するとともに、経営会議、コンプライアンス協議会、ALM／リスク管理協議会等、取締役会を補佐する機関を設置しております。
 - ・業務執行に係る組織の指揮・命令系統や責任と権限を明確にするため、経営組織、業務分掌等に関する行内規程を制定しております。
- E. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
- ・監査等委員会の直属の組織として監査等委員会室を設置し、同室に監査等委員会の職務を補助する使用人（以下、「補助使用人」という。）を配置しております。
- F. 前号の補助使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び指示の実効性に関する事項
- ・補助使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性を確保するため、補助使用人の任命、人事異動、人事評価等に係る決定については、予め監査等委員会に同意を求めています。
 - ・補助使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行しております。監査等委員以外の取締役及び使用人（補助使用人を除く。）は、補助使用人が行う監査業務の補助について干渉できないものとしております。
- G. 監査等委員会への報告に関する体制
- ・監査等委員以外の取締役及び使用人は、法令等に定める事項のほか、「監査等委員会への報告規程」に基づき、当行の経営に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス・リスク管理・内部監査に関する重要な事項、その他重要な業務執行等を監査等委員会に報告しております。
 - ・監査等委員会は、前記に関わらず、必要に応じ、監査等委員以外の取締役及び使用人に対して業務執行に関する事項の報告を求めることができます。
- H. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・「監査等委員会への報告規程」及び「ホットライン運営要領」に基づき、監査等委員会に報告した全ての者に対し、当該報告を理由として、いかなる不利益な取扱いも行わないことを禁止しております。

- ・監査等委員会への報告者に対する不利益な取扱いが判明した場合には、不利益な取扱いを行った者を問責の対象としております。

I. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項

- ・監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)が監査等委員会の職務の執行について必要な費用の前払等を請求したときは、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。
- ・監査等委員会が必要と考える場合には、外部専門家の助言を得るための費用を負担しております。

J. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、以下の体制を整備しております。

- ・監査等委員は、「監査等委員会への報告規程」に基づき、経営会議その他の重要な会議にいつでも出席し、意見を述べることができます。
- ・監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営方針の確認を行うとともに、当行の対処すべき課題や監査等委員会監査の環境整備状況等について意見交換を行っております。
- ・監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、監査上の問題点・課題等について意見交換を行うことができます。
- ・内部監査部門長は監査等委員会に出席し、内部監査の実施状況等について報告・説明を行っております。監査等委員会は、必要に応じ、内部監査部門に対して調査を求め、又は具体的な指示を行うことができます。
- ・内部監査部門長の任命、人事異動、人事評価等に係る決定については、予め監査等委員会に同意を求めています。

ロ. リスク管理体制の整備の状況

リスク管理については、各種リスクをその特性に応じて適切に管理し、健全性の向上と収益力の強化を目指しております。リスク管理体制の充実に図るため、ALM／リスク管理協議会にて各リスクの把握・リスクコントロールを行うほか、リスクカテゴリー毎に信用リスク部会・市場リスク部会・流動性リスク部会・オペレーショナルリスク部会を設置し、各リスク部会からのリスク管理上の問題点、今後の取組等はALM／リスク管理協議会が集約し、取締役会へ報告する体制としております。

ハ. 取締役の定数

当行の取締役は12名（うち監査等委員3名）以内とする旨定款に定めております。

二. 取締役の選任の決議要件

当行は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

ホ. 株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

ヘ. 自己の株式の取得に関する事項

当行は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

また、F種優先株式については、財務戦略上の柔軟性、機動性の確保の観点から、会社法第459条第1項第1号の規定に基づき、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

ト．中間配当に関する事項

当行は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に定める剰余金の配当(中間配当)を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款で定めております。

チ．優先株式に関する事項

B種優先株式及びF種優先株式については議決権を有しておりません。また、D種優先株式については2026年3月31日現在議決権を有しておりませんが、場合によっては議決権を有する場合があります。議決権を有する場合、その議決権の内容は普通株式と同一です。D種優先株式が議決権を有する場合については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等」に記載のとおりであります。

リ．役員等賠償責任保険契約に関する事項

会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、同保険契約には免責額の定めを設けております。

なお、保険料は当行が全額負担しております。

また、当該保険契約の契約期間は1年であり、当該期間の満了(2026年8月1日)前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

④ 取締役会の活動状況

当事業年度において当行は取締役会を月1～2回(当年度開催数：年17回)開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
権藤 淳	17回	17回
牧野 郡二	17回	17回
渡部 悌史	17回	17回
佐藤 真広	17回	17回
浜野 法生	17回	17回
佐藤 直威	17回	17回
宮原 雄一 (注) 1	13回	13回
赤松 健一郎	17回	16回
渡邊 博子	17回	14回
梶原 茂樹 (注) 1	13回	12回
河野 哲郎	17回	17回
秦野 真郎	17回	16回
都留 裕文 (注) 2	4回	4回
佐藤 俊明 (注) 2	4回	4回

(注) 1．宮原雄一氏及び梶原茂樹氏は、2025年6月27日開催の定時株主総会において取締役就任しておりますので、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

2．都留裕文氏及び佐藤俊明氏は、2025年6月27日開催の定時株主総会の終結の時をもって取締役を退任しておりますので、退任までの期間に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

取締役会における具体的な検討内容として、「株主総会に関する事項」、「経営に関する基本方針及び重要な計画の策定に関する事項」等があります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

a. 2026年6月19日(有価証券報告書提出日)現在の当行の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性11名 女性1名 (役員のうち女性の比率8.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役頭取 (代表取締役)	権藤 淳	1952年4月30日生	2009年5月 当行入行 2009年6月 代表取締役専務 2012年6月 代表取締役頭取(現職)	(注)3	普通株式 23,200
専務取締役 (代表取締役)	牧野 郡二	1959年2月14日生	1981年4月 当行入行 2006年6月 経営管理部長 2009年7月 執行役員経営管理部長 2010年6月 取締役 2015年6月 常務取締役 2022年6月 代表取締役専務(現職)	(注)3	普通株式 8,000
常務取締役 事務統括部長	渡部 悌史	1959年3月22日生	1984年4月 当行入行 2006年6月 人事部長 2009年4月 別府支店長 2010年4月 監査部副部長 2010年6月 監査部長 2012年4月 事務統括部長 2012年6月 執行役員事務統括部長 2015年6月 取締役 2019年6月 常務取締役(現職)	(注)3	普通株式 8,700
取締役	佐藤 真広	1964年2月19日生	1987年4月 当行入行 2007年10月 日出支店長 2009年10月 鶴崎支店長 2012年4月 福岡支店長 2014年12月 別府支店長 2015年6月 執行役員別府支店長 2016年6月 執行役員本店営業部長 2018年7月 上級執行役員本店営業部長 2019年6月 取締役(現職)	(注)3	普通株式 4,400
取締役	浜野 法生	1965年3月4日生	1987年4月 当行入行 2009年4月 事務統括部長 2012年4月 経営管理部担当部長 2014年6月 総合企画部長 2017年6月 執行役員総合企画部長 2020年7月 上級執行役員総合企画部長 2020年10月 上級執行役員総合企画部長兼IT戦略室長 2022年6月 取締役(現職)	(注)3	普通株式 3,900
取締役 融資部長	佐藤 直威	1966年12月21日生	1990年4月 当行入行 2010年4月 新別府支店長 2016年4月 融資部長兼融資部企業支援室長 2020年7月 執行役員融資部長兼融資部企業支援室長 2022年4月 執行役員融資部長 2023年6月 取締役(現職)	(注)3	普通株式 2,200
取締役 人事部長	宮原 雄一	1965年2月28日生	1988年4月 当行入行 2008年1月 玖珠支店長 2010年10月 明野支店長 2012年4月 秘書室長 2017年10月 佐伯支店長 2020年7月 執行役員人事担当部長 2022年2月 執行役員人事部長兼人材開発室長 2023年7月 上級執行役員人事部長 2025年6月 取締役(現職)	(注)3	普通株式 500

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	赤松 健一郎	1949年 5 月27日生	1975年 4 月 三和酒類株式会社入社 1985年 9 月 同社取締役 1987年 8 月 同社代表取締役営業部長 1989年 9 月 同社代表取締役常務 1997年10月 同社代表取締役専務 2003年10月 同社代表取締役副社長 2005年10月 同社代表取締役社長 2006年10月 当行「経営評価委員会」委員委嘱 2009年10月 同社代表取締役会長 2016年 6 月 当行取締役(現職) 2019年10月 同社相談役(現職)	(注) 3	普通株式 2, 000
取締役	渡邊 博子	1965年 8 月28日生	2015年 4 月 城西大学現代政策学部教授 2017年 4 月 大分大学経済学部教授 2019年 6 月 当行取締役(現職) 2025年10月 大分大学理事、副学長(現職)	(注) 3	普通株式 3, 100
取締役 監査等委員	梶原 茂樹	1965年 1 月17日生	1989年 4 月 当行入行 2008年 4 月 北九州支店長 2010年10月 県庁前支店長 2013年 4 月 佐伯支店長 2014年 6 月 鶴崎支店長 2016年 6 月 別府支店長 2018年 7 月 執行役員別府支店長 2020年 7 月 執行役員監査部長 2022年 7 月 上級執行役員監査部長 2025年 6 月 取締役監査等委員(現職)	(注) 4	普通株式 1, 600
取締役 監査等委員	河野 哲郎	1963年 2 月23日生	2019年 4 月 大分県西部振興局長 2021年 4 月 商工観光労働部理事兼審議監 2022年 4 月 監査委員事務局長 2023年 6 月 当行取締役監査等委員(現職)	(注) 4	普通株式 1, 200
取締役 監査等委員	秦野 真郎	1973年 1 月23日生	2000年 1 月 秦野会計事務所入所 2004年 3 月 税理士開業登録 2023年 6 月 当行取締役監査等委員(現職)	(注) 4	普通株式 1, 900
計					普通株式 60, 700

- (注) 1. 取締役赤松健一郎、取締役渡邊博子、取締役監査等委員河野哲郎及び取締役監査等委員秦野真郎は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当行の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
監査等委員長 梶原茂樹、監査等委員 河野哲郎、監査等委員 秦野真郎
3. 2025年 6 月27日開催の定時株主総会の終結の時から 1 年間
4. 2025年 6 月27日開催の定時株主総会の終結の時から 2 年間
5. 当行は取締役赤松健一郎、取締役渡邊博子、取締役監査等委員河野哲郎及び取締役監査等委員秦野真郎を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当行は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役 1 名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりです。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
秦野 研二 (旧姓：古庄)	1965年 3 月22日生	1996年10月 朝日監査法人大分事務所入社 (現あずさ監査法人) 2003年 5 月 朝日監査法人社員就任 2006年11月 古庄公認会計士事務所開業登録 2012年12月 古庄研二税理士事務所開業登録 2020年11月 古庄社会保険労務士事務所開業登録	—

b. 2026年6月26日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当行の役員の状況は以下のとおりとなる予定です。なお、役員の役職等につきましては、当該定時株主総会での承認可決を前提として取締役会にて決議された内容（役職等）を含めて記載しております。

男性11名 女性1名 （役員のうち女性の比率8.3%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役頭取 (代表取締役)	権藤 淳	1952年4月30日生	2009年5月 当行入行 2009年6月 代表取締役専務 2012年6月 代表取締役頭取(現職)	(注)3	普通株式 23,200
専務取締役 (代表取締役)	牧野 郡二	1959年2月14日生	1981年4月 当行入行 2006年6月 経営管理部長 2009年7月 執行役員経営管理部長 2010年6月 取締役 2015年6月 常務取締役 2022年6月 代表取締役専務(現職)	(注)3	普通株式 8,000
専務取締役	渡部 悌史	1959年3月22日生	1984年4月 当行入行 2006年6月 人事部長 2009年4月 別府支店長 2010年4月 監査部副部長 2010年6月 監査部長 2012年4月 事務統括部長 2012年6月 執行役員事務統括部長 2015年6月 取締役 2019年6月 常務取締役 2026年6月 専務取締役(現職)	(注)3	普通株式 8,700
常務取締役	佐藤 真広	1964年2月19日生	1987年4月 当行入行 2007年10月 日出支店長 2009年10月 鶴崎支店長 2012年4月 福岡支店長 2014年12月 別府支店長 2015年6月 執行役員別府支店長 2016年6月 執行役員本店営業部長 2018年7月 上級執行役員本店営業部長 2019年6月 取締役 2026年6月 常務取締役(現職)	(注)3	普通株式 4,400
常務取締役	浜野 法生	1965年3月4日生	1987年4月 当行入行 2009年4月 事務統括部長 2012年4月 経営管理部担当部長 2014年6月 総合企画部長 2017年6月 執行役員総合企画部長 2020年7月 上級執行役員総合企画部長 2020年10月 上級執行役員総合企画部長兼IT戦略室長 2022年6月 取締役 2026年6月 常務取締役(現職)	(注)3	普通株式 3,900
取締役 融資部長	佐藤 直威	1966年12月21日生	1990年4月 当行入行 2010年4月 新別府支店長 2016年4月 融資部長兼融資部企業支援室長 2020年7月 執行役員融資部長兼融資部企業支援室長 2022年4月 執行役員融資部長 2023年6月 取締役(現職)	(注)3	普通株式 2,200
取締役 人事部長	宮原 雄一	1965年2月28日生	1988年4月 当行入行 2008年1月 玖珠支店長 2010年10月 明野支店長 2012年4月 秘書室長 2017年10月 佐伯支店長 2020年7月 執行役員人事部担当部長 2022年2月 執行役員人事部長兼人材開発室長 2023年7月 上級執行役員人事部長 2025年6月 取締役(現職)	(注)3	普通株式 500

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	赤松 健一郎	1949年 5 月27日生	1975年 4 月 三和酒類株式会社入社 1985年 9 月 同社取締役 1987年 8 月 同社代表取締役営業部長 1989年 9 月 同社代表取締役常務 1997年10月 同社代表取締役専務 2003年10月 同社代表取締役副社長 2005年10月 同社代表取締役社長 2006年10月 当行「経営評価委員会」委員委嘱 2009年10月 同社代表取締役会長 2016年 6 月 当行取締役(現職) 2019年10月 同社相談役(現職)	(注) 3	普通株式 2, 000
取締役	渡邊 博子	1965年 8 月28日生	2015年 4 月 城西大学現代政策学部教授 2017年 4 月 大分大学経済学部教授 2019年 6 月 当行取締役(現職) 2025年10月 大分大学理事、副学長(現職)	(注) 3	普通株式 3, 100
取締役 監査等委員	梶原 茂樹	1965年 1 月17日生	1989年 4 月 当行入行 2008年 4 月 北九州支店長 2010年10月 県庁前支店長 2013年 4 月 佐伯支店長 2014年 6 月 鶴崎支店長 2016年 6 月 別府支店長 2018年 7 月 執行役員別府支店長 2020年 7 月 執行役員監査部長 2022年 7 月 上級執行役員監査部長 2025年 6 月 取締役監査等委員(現職)	(注) 4	普通株式 1, 600
取締役 監査等委員	河野 哲郎	1963年 2 月23日生	2019年 4 月 大分県西部振興局長 2021年 4 月 商工観光労働部理事兼審議監 2022年 4 月 監査委員事務局長 2023年 6 月 当行取締役監査等委員(現職)	(注) 4	普通株式 1, 200
取締役 監査等委員	秦野 真郎	1973年 1 月23日生	2000年 1 月 秦野会計事務所入所 2004年 3 月 税理士開業登録 2023年 6 月 当行取締役監査等委員(現職)	(注) 4	普通株式 1, 900
計					普通株式 60, 700

- (注) 1. 取締役赤松健一郎、取締役渡邊博子、取締役監査等委員河野哲郎及び取締役監査等委員秦野真郎は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当行の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
監査等委員長 梶原茂樹、監査等委員 河野哲郎、監査等委員 秦野真郎
3. 2026年 6 月26日開催の定時株主総会の終結の時から 1 年間
4. 2025年 6 月27日開催の定時株主総会の終結の時から 2 年間
5. 当行は取締役赤松健一郎、取締役渡邊博子、取締役監査等委員河野哲郎及び取締役監査等委員秦野真郎を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当行は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役 1 名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりです。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
秦野 研二 (旧姓：古庄)	1965年 3 月22日生	1996年10月 朝日監査法人大分事務所入社 (現あずさ監査法人) 2003年 5 月 朝日監査法人社員就任 2006年11月 古庄公認会計士事務所開業登録 2012年12月 古庄研二税理士事務所開業登録 2020年11月 古庄社会保険労務士事務所開業登録	—

② 社外役員の状況

当行の社外取締役は4名（うち監査等委員2名）であります。

社外取締役のうち赤松健一郎氏は当行取引先である三和酒類株式会社の相談役であり、当行は同社及び同氏と通常の銀行取引がありますが、その条件は通常の商取引の範囲内であり、特別な利害関係はありません。また、秦野真郎氏は当行取引先である秦野会計事務所の副所長であり、当行は同事務所及び同氏と通常の銀行取引がありますが、その条件は通常の商取引の範囲内であり、特別な利害関係はありません。その他の社外取締役は、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性を有しております。企業統治における社外取締役の機能及び役割については、意思決定における牽制機能及び社外からの視点を経営に反映させることであると考えております。なお、当行は社外取締役を選任するための独立性に関する基準または方針は定めておりませんが、選任にあたっては福岡証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

なお、当行は2026年6月26日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決された場合は、社外取締役の変更はありません。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員である社外取締役を含めて、監査等委員である取締役、監査部及び会計監査人は連携し、三者の監査上の問題点や業務の改善状況等の課題を定期的に意見交換しており、三者が共通認識を持つことにより監査の充実を図っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

イ. 監査等委員会監査の組織、人員及び手続について

(a) 当行の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち2名は社外取締役）で構成されております。また、監査等委員会直属の組織として監査等委員会室を設置し、同室に監査等委員のサポートを行うスタッフ1名（監査部との兼任）を配置しております。

(b) 各監査等委員の経験及び能力は、次のとおりです。

役職名	氏 名	主な経歴等
取締役 監査等委員 (社内、常勤)	梶原 茂樹	営業店長、監査部長を歴任し、当行取締役の職務の執行監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる豊富な経験と知見を有しております。2025年より監査等委員である取締役に就任し、その職務を適切に果たしております。
取締役 監査等委員 (社外、常勤)	河野 哲郎	大分県庁において商工観光労働部理事兼審議監、監査委員事務局長を歴任するなど、地方行政等の豊富な実務経験と幅広い見識を有しております。2023年より監査等委員である取締役に就任し、その職務を適切に果たしております。
取締役 監査等委員 (社外)	秦野 真郎	税理士としての豊富な実務経験と財務、会計及び税務に関する専門的な知見を有しております。2023年より監査等委員である取締役に就任し、その職務を適切に果たしております。

(c) 監査等委員会監査の手続、役割分担については、監査等委員会で策定する当期の監査方針、監査計画、職務の分担等に基づき、常勤監査等委員は、取締役会や経営会議等の重要な会議への出席、本部に対するヒアリング、営業店往査、重要な決裁書類等の閲覧を通じ、取締役の職務の執行全般に関する監査を実施し、非常勤監査等委員（社外）は取締役会への出席、本部に対するヒアリング等を通じた監査を実施しております。また、監査等委員会において、監査部長から内部監査の実施結果等について報告・説明を受けるほか、会計監査人から中間・年度監査の結果報告等、会計監査の実施状況について定期的に説明・報告を受け、積極的に意見及び情報の交換を行うことで、内部監査部門及び会計監査人と緊密な相互連携を保ち、組織的かつ効率的な監査の実施に努めております。

ロ. 監査等委員会の活動状況

(a) 監査等委員会の開催頻度、個々の監査等委員の出席状況

当行は監査等委員会を原則月1回開催しております。当事業年度においては、合計20回開催しました。個々の監査等委員の出席状況については、次のとおりです。

氏 名	開催回数	出席回数（出席率）	適用
梶原 茂樹	13回	12回(92%)	(注) 1
河野 哲郎	20回	20回(100%)	
秦野 真郎	20回	20回(100%)	
佐藤 俊明	7回	7回(100%)	(注) 2

(注) 1. 梶原茂樹氏は2025年6月27日開催の定時株主総会において取締役監査等委員(常勤)に就任しておりますので、就任後に開催された監査等委員会の出席状況を記載しております。

(注) 2. 佐藤俊明氏は2025年6月27日開催の定時株主総会の終結の時をもって取締役監査等委員(常勤)を退任しておりますので、退任までの期間に開催された監査等委員会の出席状況を記載しております。

(b) 当事業年度における監査等委員会の平均所要時間は1時間34分、平均付議案件総数は4.0件であります。

(c) 監査等委員会の具体的な検討内容

当事業年度においては、次の事項・内容について検討を行いました。

(定例的な事項・内容)

- ・監査の方針、監査計画、職務の分担、監査の方法等について
- ・会計監査人の職務執行状況及び評価について（監査計画と監査報酬の適切性、会計監査人監査の方法と結果の相当性、会計監査人の監査品質管理体制、KAM）
- ・会計監査人の再任又は選解任等に関する議案の決定について
- ・内部統制システムの構築・運用状況について
- ・監査等委員会監査の実施状況等（四半期分）について
- ・定時株主総会の開催等に関する監査結果について
- ・監査等委員会意見への取組み状況等について
- ・期中及び期末監査の結果等について
- ・監査等委員会監査報告の内容について
- ・取締役（監査等委員を除く）の選任及び報酬等に関する意見陳述について

(当期の重点監査項目)

- ・利益計画の進捗状況について
- ・信用コストの抑制に向けた取組状況について
- ・与信ポートフォリオ及び与信集中リスクの管理状況等について
- ・サイバーセキュリティの強化に向けた取組み状況

(d) 監査等委員の活動状況

(常勤監査等委員)

- ・重要な会議への出席（取締役会、経営会議、ALM／リスク管理協議会、コンプライアンス協議会、内部統制会議、部店長会議、融資会議等）
- ・取締役・部店長等から報告の聴取、意見交換
- ・重要な稟議書、報告書、議事録、通達等の閲覧
- ・営業店及び本部への往査（報告・説明の聴取、帳票等の確認・点検・調査、面談等）
- ・内部統制関連部門へのヒアリング〔監査等委員会にて〕
- ・監査部からの報告・説明の聴取、意見交換、情報・認識の共有、（必要に応じ）調査の指示等
- ・監査部による営業店及び本部監査の講評立会い
- ・重要な決裁書類等の閲覧（重要な会議の議事録、各部起案の稟議書及び報告書、経費支払証憑書等）
- ・会計監査人からの報告・説明の聴取、意見交換、情報・認識の共有
- ・会計監査人監査の立会い
- ・「取締役の職務執行に関する確認書」の徴求・確認
- ・当行HP、TDNET、EDINETの閲覧
- ・代表取締役との意見交換会への出席
- ・社外取締役との意見交換会への出席

(非常勤監査等委員)

- ・重要な会議への出席（取締役会等）
- ・営業店及び本部への往査（報告・説明の聴取、帳票等の確認・点検・調査、面談等）
- ・内部統制関連部門へのヒアリング〔監査等委員会にて〕
- ・監査部からの報告・説明の聴取、意見交換、情報・認識の共有、（必要に応じ）調査の指示等
- ・会計監査人からの報告・説明の聴取、意見交換、情報・認識の共有
- ・代表取締役との意見交換会への出席
- ・社外取締役との意見交換会への出席

② 内部監査の状況

当行は内部監査部署として監査部を設置し、9名体制で内部監査を実施しております。監査部は取締役会直轄の組織であり、牽制機能を確保するため、すべての業務部門から独立しており、取締役会で承認を得た「監査基本計画」に基づき本部、営業店に対する内部監査を実施しております。監査の結果は、監査部長が取締役会に直接報告するとともに、監査等委員会に対しても定期的に直接報告を行うことによって、デュアルレポーティングラインを構築し、内部監査の実効性の確保に努めております。また、監査等委員会及び会計監査人と連携し、三者の監査上の問題点や業務の改善状況等の課題について定期的に意見交換を行っております。

③ 会計監査の状況

イ. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

ロ. 継続監査期間

2010年4月以降

ハ. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 山田 修

指定有限責任社員 川口 輝朗

ニ. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名 その他 15名

ホ. 監査法人の選定方針と理由

EY新日本有限責任監査法人を会計監査人に選定した理由は、当監査法人の会計監査人としての専門性、職務遂行能力及び独立性、品質管理体制等を総合的に勘案した結果、当行の会計監査人として適任であると判断したためであります。

なお、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

ヘ. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、監査法人の評価を事業年度毎に実施しており、EY新日本有限責任監査法人の会計監査人としての専門性、職務遂行能力及び独立性、品質管理体制等について検証した結果、その職務の遂行状況等に特段の支障は認められず、会計監査人としての職務の遂行が適正に行われる態勢が整備・確保されていると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

イ. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
43	1	43	1

(注1)上記以外に前事業年度の監査に係る追加報酬として、当事業年度中に1百万円支払っております。

(注2)前事業年度及び当事業年度における非監査業務の内容は、研修業務であります。

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(イ.を除く)

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
—	—	—	6

(注)当事業年度における非監査業務の内容は、「グローバル内部監査基準」に基づく外部評価に係る支援業務であります。

ハ、その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

ニ、監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

ホ、監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、行内関係部署及び会計監査人からの必要な資料と説明・報告を受け、会計監査人の監査計画の内容と前事業年度における監査の実施状況や報酬見積りの算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は監査品質の確保の観点から相当であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当行は、取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の決定に関する基本方針を取締役会において次のように定めております。

イ、取締役（監査等委員を除く。）の報酬体系は、当行の持続的な成長、中長期的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして機能するよう適切に設定する。

ロ、取締役（監査等委員を除く。）の報酬等は、当行の中長期的な業績、経済及び社会の情勢等を踏まえた上で、各取締役が果たすべき役割・責務を総合的に勘案して決定する。

ハ、取締役（監査等委員を除く。）の報酬等は、優秀な人材の確保・維持が可能な水準を目指す。

具体的な役員報酬制度といたしましては、役員の報酬等の構成を、基本報酬(固定報酬)、賞与としております。

基本報酬は役員としての職務内容・人物評価・業務実績等を勘案して決定しており、賞与は、当行の業績を勘案して決定しております。なお、2003年度より役員賞与の支給は見送っております。

当行の役員報酬等については、2023年6月29日開催の定時株主総会(取締役（監査等委員を除く。）9名、監査等委員である取締役3名)において取締役（監査等委員を除く。）の金銭報酬の総額を年額120百万円以内（うち社外取締役分は年額6百万円以内）と定め、監査等委員である取締役の金銭報酬の総額を年額30百万円以内と定めております。

取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬額の具体的内容は取締役会で決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬の個人別の分配については監査等委員の協議により決定しております。

なお、中長期的な業績を考慮し、固定報酬のみとしており基本方針に沿うものと取締役会では判断しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

役員区分	員数(人)	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			
			固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	その他
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	8	90	90	—	—	—
監査等委員(社外取締役を除く)	2	11	11	—	—	—
社外役員	4	16	16	—	—	—

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額は1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

投資目的が「協力関係の維持・強化」「取引関係の維持・強化」「地域社会への貢献」「Fintech・IoT等の金融技術、先進分野、取引先企業のビジネスチャンスにつながる技術やノウハウ等の知見を得ること」である投資株式を純投資目的以外の目的である投資株式とし、専ら株式の価値の上昇又は株式の配当によって利益を得ることを目的とする純投資目的である投資株式と区分しています。

なお、純投資目的以外の目的である投資株式の保有目的を純投資目的に変更した場合は、純投資目的である投資株式の保有目的を踏まえて、売却、追加購入、継続保有を状況に応じて判断しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

投資目的が「協力関係の維持・強化」「取引関係の維持・強化」「地域社会への貢献」「Fintech・IoT等の金融技術、先進分野、取引先企業のビジネスチャンスにつながる技術やノウハウ等の知見を得ること」である株式のみを保有しております。そのうち上場株式については、資本・業務提携を行っている銘柄、業務上の関係が強く保有合理性が高い銘柄、及び取引関係の維持・向上を図るために保有合理性が高い銘柄については継続保有する方針であり、業務上の関係が殆ど無く、保有する経済的合理性は高くない銘柄については中長期的に縮減する方針としております。

また、2026年6月11日開催の取締役会における決議事項「上場政策投資株式の保有方針の決定について」にて、上場株式についてはその保有の適否を個別銘柄毎に、保有目的が適切かどうかを発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、総合的に検証しております。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	10	3,122
非上場株式	31	580

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
上場株式	—	—	—
非上場株式	1	10	地域経済の活性化に向け、経営改善・再生支援・事業承継支援を目的に取得したものの。

(注)株式の分割、株式交換等により変動した銘柄を除いております。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
上場株式	3	137
非上場株式	1	23

(注) 1. 株式交換等により変動した銘柄を除いております。

2. 保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更した銘柄については、銘柄数のみ記載しております。

ハ、特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の 株式の 保有の 有無
	株式数 (千株)	株式数 (千株)		
	貸借対照表 計上額 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)		
株式会社 ふくおかフィ ナンシャルグ ループ	182	182	保有目的：協力関係の維持・強化 業務提携等の概要：各種情報の収集 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。	有
	1,074	716		
株式会社 西日本フィナ ンシャルホー ルディングス	211	211	保有目的：協力関係の維持・強化 業務提携等の概要：営業面に係るアドバイザー契約 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。	有
	783	441		
ジェイリース 株式会社	320	320	保有目的：取引関係の維持・強化 業務提携等の概要：銀行取引（預金・貸出等） 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。	有
	392	457		
株式会社 宮崎太陽銀行	117	117	保有目的：協力関係の維持・強化 業務提携等の概要：勘定系システム等の共同利用 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。	有
	257	148		
株式会社 南日本銀行	124	124	保有目的：協力関係の維持・強化 業務提携等の概要：勘定系システム等の共同利用 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。	有
	174	102		
株式会社 トマト銀行	73	73	保有目的：協力関係の維持・強化 業務提携等の概要：各種情報の収集 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。	有
	113	88		
株式会社 高知銀行	102	102	保有目的：協力関係の維持・強化 業務提携等の概要：各種情報の収集 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。	有
	105	81		
東京海上ホー ルディングス 株式会社	12	30	保有目的：取引関係の維持・強化 業務提携の概要：同社が提供する金融商品の販売 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。	有
	87	172		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の 株式の 保有の 有無
	株式数 (千株)	株式数 (千株)		
	貸借対照表 計上額 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)		
SOMPO ホールディングス 株式会社	11	15	保有目的：取引関係の維持・強化 業務提携等の概要：同社が提供する金融商品の販売 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。	有
	69	67		
株式会社 東和銀行	64	64	保有目的：協力関係の維持・強化 業務提携等の概要：各種情報の収集 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。	有
	63	39		
株式会社 福井銀行	—	12	保有目的：協力関係の維持・強化 業務提携等の概要：各種情報の収集 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。	有
	—	23		

(みなし保有株式)

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)
上場株式	27	1,158	45	2,253
非上場株式	—	—	—	—

区分	当事業年度		
	受取配当金の合計額 (百万円)	売却損益の合計額 (百万円)	評価損益の合計額 (百万円)
上場株式	72	625	350
非上場株式	—	—	—

④ 当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤ 当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

5 【従業員の状況等】

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】

(1) 基本的な考え方

厳しい経営環境に直面する地域のお客さまの課題解決を図ることが最優先の使命と位置付けております。その実現に向けて人材を最も重要な経営資源と位置付けております。

地域経済の高度化や顧客ニーズの多様化が進む中、当行が持続的に企業価値を向上させるためには、専門性・多様性・主体性を備えた人材の確保及び育成が不可欠であると認識しております。

また、当行における従業員の給与その他の給付の額及び内容については、本人の職務遂行能力、組織に対する貢献度、勤務成績等に応じて決定する旨を給与規程等に定めております。今後においても、処遇の改善や人材育成に努めることで、専門性・多様性・主体性を備えた人材の確保及び育成を実現し、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

(2) 人材戦略の基本方針

当行は、地域のお客さまの課題解決の実現に向けて、以下の方針に基づき人材戦略を推進しております。

①お客さまの相談相手となれる行員の育成

②女性の活躍推進

③ワーク・エンゲージメントの向上

①、②、③の詳細は、「第2 事業の状況 2 サステナビリティに関する考え方及び取組 (2)戦略」をご覧ください。

④処遇の改善

人材を確保することや従業員が当行で働くことに誇りを持ち、安心して、銀行員生活を送るためには、従業員の処遇改善は欠くことができません。物価上昇率を上回るベースアップや賞与等の給与面の改善をはじめ、有給休暇の取得促進等の「働きやすさ」の向上に努めております。

(3) 人材育成の具体的施策

当行は、以下の施策を通じて従業員の能力開発を支援しております。

- ・階層別研修（若手・中堅・管理職）
- ・職務別研修（融資、資産運用等）
- ・行内・行外トレーニー制度
- ・自己啓発支援制度（資格取得支援等）

(4) 主要K P I 及び目標

当行は、人材戦略の実効性を高めるため、指標を設定し、継続的にモニタリングしております。詳細は「第2 事業の状況 2 サステナビリティに関する考え方及び取組 (4)指標」に記載のとおりであります。

(5) ガバナンス

人材戦略の推進にあたっては、経営会議及び取締役会への定期報告を通じて進捗を管理し、必要に応じて施策の見直しを行っております。

(2) 【従業員の状況】

(1) 当行の従業員数

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	2026年3月31日現在
				平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
509 (69)	37.3	14.4	5,227	4.0

(注) 1. 従業員数は就業人員(当行から行外への出向者を除き、行外から当行への出向者を含む。)であり、嘱託及び臨時従業員155人を含んでおりません。

2. 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。

3. 臨時従業員数は、()内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

5. 当行の従業員組合は豊和銀行従業員組合と称し、組合員数は358人であります。
労使間においては、特記すべき事項はありません。

(2) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度

		女性	男性	全体
管理職に占める割合(注1)		(注2) 10.4%	89.6%	100.0%
育児休業取得率	全労働者	(注3) 94.4%	(注3) 100.0%	97.0%
	正規雇用労働者	(注3) 94.4%	(注3) 100.0%	97.0%
	パート・有期労働者	—	—	—
労働者の男女の賃金の差異(注5)	全労働者	(注2) 56.6%	100.0%	—
	正規雇用労働者	(注2) 61.5%	100.0%	—
	パート・有期労働者	(注2) 49.0%	100.0%	—
係長級に占める割合		(注2) 52.9%	47.1%	100.0%
平均勤続年数		12.1年	16.6年	14.4年
平均年齢		34.0歳	40.4歳	37.3歳
正規雇用労働者に占める割合		47.8%	52.2%	100.0%
当事業年度に採用した労働者に占める割合	全労働者	71.6%	28.4%	100.0%
	正規雇用労働者(新卒)	69.0%	31.0%	100.0%
	パート・有期労働者	73.9%	26.1%	100.0%

- (注) 1. 管理職とは、営業店においては総括次長以上、本部においては主任調査役以上を指しております。
2. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
3. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(1991年労働省令第25号)第71条の6第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものであります。なお、当事業年度より「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく算出から、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく算出に変更しております。
4. 小数点第2位を四捨五入しております。
5. 補足説明

男女の賃金の差異の主な要因と改善策について

当行の賃金制度においては、性別による差はありません。ただし、従来、女性行員を主に預金業務の担い手として育成してきた経緯があるため、融資業務、渉外業務など営業店業務全般の経験を積んだ女性管理職が少なくなっております。また、結婚、出産、子育てのタイミングで退職する女性も多く、男性よりも平均勤続年数が4年ほど短いため、若年層の比率が高く上位役職者の比率が低いこと、また各種手当(住宅手当、単身赴任手当、渉外手当等)の対象者が男性に多いことなどが、男女間の平均賃金格差の大きな要因となっております。

当行での過去20年間の正規新卒採用をみると、女性が62%を占めており、今後もこの傾向は続くものと考えられることから、女性管理職層の増加・充実是不可欠であり、現在業務全般での研修・教育体制の充実に積極的に取り組んでおります。

また、2020年度に導入した『マルチキャリア開発プログラム』により、入行後は男女の隔てなく、原則1年目は預金業務、2年目は融資業務を経験し、3年目以降は適性・希望に合わせて、預金業務、融資業務、渉外業務から選択し、さらなるスキルアップを図ることが可能となったことで、男女間の職位格差、賃金格差の解消に寄与するものと考えております。

第5 【経理の状況】

1. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。
3. 当行は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、外部団体が主催する研修・セミナー等に参加しております。
4. 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当行では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年 3 月31 日)	当事業年度 (2026年 3 月31 日)
資産の部		
現金預け金	54,724	40,131
現金	8,297	5,418
預け金	※ 4 46,426	※ 4 34,712
有価証券	※ 1, ※ 2, ※ 4 110,842	※ 1, ※ 2, ※ 4 112,765
国債	17,742	21,450
地方債	46,641	47,971
社債	※ 9 32,428	※ 9 31,976
株式	5,173	4,861
その他の証券	8,855	6,504
貸出金	※ 2, ※ 4, ※ 10 429,303	※ 2, ※ 10 439,457
割引手形	※ 3 960	※ 3 636
手形貸付	27,618	30,503
証書貸付	372,997	375,912
当座貸越	※ 5 27,726	※ 5 32,405
その他資産	※ 2 844	※ 2 773
未決済為替貸	156	89
前払費用	57	43
未収収益	368	429
株式交付費	34	15
その他の資産	※ 4 227	※ 4 194
有形固定資産	※ 7, ※ 8 6,053	※ 7, ※ 8 5,992
建物	1,124	1,079
土地	※ 6 4,419	※ 6 4,373
リース資産	130	108
建設仮勘定	16	126
その他の有形固定資産	362	305
無形固定資産	285	252
ソフトウェア	279	250
ソフトウェア仮勘定	6	2
その他の無形固定資産	0	—
前払年金費用	595	583
繰延税金資産	946	775
支払承諾見返	※ 2 332	※ 2 283
貸倒引当金	△4,429	△4,882
資産の部合計	599,499	596,133

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
預金	※4 559,661	※4 557,550
当座預金	8,311	7,580
普通預金	327,832	326,125
貯蓄預金	867	734
通知預金	64	21
定期預金	205,739	206,877
定期積金	4,157	4,489
その他の預金	12,688	11,720
譲渡性預金	400	5,000
その他負債	4,341	4,777
未決済為替借	197	244
未払法人税等	133	198
未払費用	516	713
前受収益	515	641
給付補填備金	0	2
リース債務	143	118
資産除去債務	175	150
その他の負債	2,659	2,707
賞与引当金	248	258
再評価に係る繰延税金負債	※6 459	※6 458
支払承諾	332	283
負債の部合計	565,443	568,328
純資産の部		
資本金	13,495	13,495
資本剰余金	11,352	4,352
資本準備金	11,352	4,352
利益剰余金	10,157	10,469
利益準備金	1,274	1,368
その他利益剰余金	8,882	9,101
繰越利益剰余金	8,882	9,101
自己株式	△93	△93
株主資本合計	34,912	28,224
その他有価証券評価差額金	△1,718	△1,279
土地再評価差額金	※6 862	※6 860
評価・換算差額等合計	△856	△419
純資産の部合計	34,056	27,804
負債及び純資産の部合計	599,499	596,133

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
経常収益	※1 10,380	※1 12,042
資金運用収益	8,504	9,576
貸出金利息	7,724	8,630
有価証券利息配当金	609	736
コールローン利息	30	29
預け金利息	139	180
その他の受入利息	0	0
役務取引等収益	1,341	1,313
受入為替手数料	360	368
その他の役務収益	981	945
その他業務収益	21	71
国債等債券売却益	9	71
国債等債券償還益	11	—
その他経常収益	513	1,080
償却債権取立益	301	222
株式等売却益	135	763
その他の経常収益	76	95
経常費用	9,035	10,834
資金調達費用	345	1,118
預金利息	338	1,109
譲渡性預金利息	6	7
コールマネー利息	0	0
債券貸借取引支払利息	0	0
借用金利息	0	0
役務取引等費用	1,132	1,099
支払為替手数料	52	53
その他の役務費用	1,080	1,045
その他業務費用	150	466
国債等債券売却損	131	447
株式交付費償却	19	19
その他の業務費用	0	0
営業経費	※2 6,586	※2 6,825
その他経常費用	820	1,325
貸倒引当金繰入額	50	517
貸出金償却	530	759
株式等償却	111	1
その他の経常費用	128	46
経常利益	1,344	1,207

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
特別利益	0	—
固定資産処分益	0	—
特別損失	216	15
固定資産処分損	0	0
減損損失	※3 215	※3 15
税引前当期純利益	1, 128	1, 192
法人税、住民税及び事業税	104	203
法人税等調整額	△13	169
法人税等合計	90	372
当期純利益	1, 037	819

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	13,495	11,352	7,997	19,349	1,208	8,233	9,441	△6,503	35,783
当期変動額									
剰余金の配当					66	△399	△332		△332
当期純利益						1,037	1,037		1,037
自己株式の取得								△1,695	△1,695
自己株式の消却			△7,997	△7,997		△108	△108	8,105	—
土地再評価差額金の 取崩						119	119		119
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）									
当期変動額合計	—	—	△7,997	△7,997	66	649	715	6,410	△870
当期末残高	13,495	11,352	—	11,352	1,274	8,882	10,157	△93	34,912

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	388	995	1,384	37,167
当期変動額				
剰余金の配当				△332
当期純利益				1,037
自己株式の取得				△1,695
自己株式の消却				—
土地再評価差額金の 取崩				119
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	△2,107	△133	△2,240	△2,240
当期変動額合計	△2,107	△133	△2,240	△3,111
当期末残高	△1,718	862	△856	34,056

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	13, 495	11, 352	—	11, 352	1, 274	8, 882	10, 157	△93	34, 912
当期変動額									
準備金から剰余金への振替		△7, 000	7, 000						—
剰余金の配当					93	△560	△467		△467
当期純利益						819	819		819
自己株式の取得								△7, 042	△7, 042
自己株式の消却			△7, 000	△7, 000		△41	△41	7, 041	—
土地再評価差額金の取崩						2	2		2
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	△7, 000	—	△7, 000	93	218	312	△0	△6, 687
当期末残高	13, 495	4, 352	—	4, 352	1, 368	9, 101	10, 469	△93	28, 224

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,718	862	△856	34,056
当期変動額				
準備金から剰余金への振替				—
剰余金の配当				△467
当期純利益				819
自己株式の取得				△7,042
自己株式の消却				—
土地再評価差額金の取崩				2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	438	△2	436	436
当期変動額合計	438	△2	436	△6,251
当期末残高	△1,279	860	△419	27,804

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,128	1,192
減価償却費	373	324
減損損失	215	15
貸倒引当金の増減(△)	△10	453
賞与引当金の増減額(△は減少)	△0	10
前払年金費用の増減額(△は増加)	28	12
資金運用収益	△8,504	△9,576
資金調達費用	345	1,118
有価証券関係損益(△)	98	△390
固定資産処分損益(△は益)	0	0
貸出金の純増(△)減	△6,797	△10,153
預金の純増減(△)	△9,207	△2,111
譲渡性預金の純増減(△)	△9,764	4,600
借入金の純増減(△)	△1,800	—
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△1,588	△50
資金運用による収入	8,547	9,587
資金調達による支出	△259	△818
その他	7,384	128
小計	△19,811	△5,658
法人税等の還付額	70	—
法人税等の支払額	△68	△116
営業活動によるキャッシュ・フロー	△19,809	△5,775
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△117,497	△35,404
有価証券の売却による収入	671	3,746
有価証券の償還による収入	111,789	30,609
有形固定資産の取得による支出	△127	△282
無形固定資産の取得による支出	△186	△66
有形固定資産の売却による収入	1	62
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,347	△1,333
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△29	△24
配当金の支払額	△330	△466
自己株式の取得による支出	△1,695	△7,042
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,055	△7,533
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△27,212	△14,642
現金及び現金同等物の期首残高	77,577	50,364
現金及び現金同等物の期末残高	※1 50,364	※1 35,722

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：34年～50年

その他：4年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、その他資産に計上し、3年で定額法により償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号2022年4月14日。以下「銀行等監査特別委員会報告第4号」という。)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権のうち、銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する要管理先債権及び債務者の条件変更の有無、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に基づいてグルーピングされた異なる信用リスクを有する要注意先債権(以下「要管理先債権等」という。)については今後3年間の予想損失額、その他の債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、要管理先債権等は3年間、その他の債権は1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

また、要管理先債権を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和と実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、主に3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

また、破綻懸念先債権を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者及び当該大口債務者に該当しない債務者のうち、与信額が一定額以上で特に信用リスクが高い債務者については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、合理的に見積られたキャッシュ・フローにより回収可能な部分を当該残額から除いた額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により計上しております。

実質破綻先債権及び破綻先債権に相当する債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、実質破綻先債権及び破綻先債権のうち担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,014百万円(前事業年度末は3,313百万円)であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。当事業年度末においては、年金資産の額が退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、前払年金費用として貸借対照表に計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

6. 収益及び費用の計上基準

当行の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であり、主に約束したサービスを顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額等で収益を認識しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(2) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約・償還に伴う損益

投資信託の解約・償還に伴う損益については、解約益及び償還益の場合は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、解約損及び償還損の場合は「有価証券利息配当金」を減額して計上しております。

ただし、投資信託の期中収益分配金等が全体で損となる場合は、「その他業務費用」の「国債等債券償還損」に計上しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
貸倒引当金	4,429百万円	4,882百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「5. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。なお、当事業年度における予想損失額の算定には、将来見込み等必要な修正は加えておりません。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績等の見通し」であります。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績等の見通し」においては、債務者が策定した経営改善計画等の合理性及び実現可能性等も踏まえて、将来の業績等の見通しを仮定しております。

③ 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

上記、貸出先の将来の業績等の見通しには、不確実性が伴います。従って、当初の見積りに用いた仮定が想定より変化した場合には、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は現在評価中です。

(貸借対照表関係)

※ 1. 関係会社の出資金の総額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
出資金	188百万円	243百万円

※ 2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,653 百万円	1,575 百万円
危険債権額	20,960 百万円	21,317 百万円
要管理債権額	982 百万円	867 百万円
三月以上延滞債権額	— 百万円	— 百万円
貸出条件緩和債権額	982 百万円	867 百万円
小計額	23,597 百万円	23,760 百万円
正常債権額	408,718 百万円	417,658 百万円
合計額	432,315 百万円	441,418 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※３．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年３月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (2025年３月31日)	当事業年度 (2026年３月31日)
960百万円	636百万円

※４．担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年３月31日)	当事業年度 (2026年３月31日)
担保に供している資産		
有価証券	4,663百万円	13,441百万円
貸出金	1,830百万円	－百万円
計	6,493百万円	13,441百万円
担保資産に対応する債務		
預金	632百万円	728百万円

上記のほか、公金収納及び内国為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2025年３月31日)	当事業年度 (2026年３月31日)
預け金	59百万円	59百万円
有価証券	6,554百万円	6,415百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年３月31日)	当事業年度 (2026年３月31日)
保証金	4百万円	3百万円

※５．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年３月31日)	当事業年度 (2026年３月31日)
融資未実行残高	28,997百万円	27,002百万円
うち契約残存期間が１年以内のもの	28,955百万円	26,761百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※6. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
1,571百万円	1,631百万円

※7. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
減価償却累計額	5,665百万円	5,653百万円

※8. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
圧縮記帳額	520百万円	520百万円
(当該事業年度の圧縮記帳額)	(一百万円)	(一百万円)

※9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
2,435百万円	1,409百万円

※10. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額

前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
0百万円	19百万円

(損益計算書関係)

※1. 顧客との契約から生じる収益

経常収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
給料・手当	2,746百万円	2,893百万円
減価償却費	373百万円	324百万円
退職給付費用	126百万円	109百万円

※3. 減損損失

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当行は以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失	うち土地	うち建物
大分県内	営業用不動産4カ所	土地、建物	211百万円	205百万円	6百万円
大分県内	遊休不動産1カ所	土地	4百万円	4百万円	－百万円

上記の資産は、使用方法の変更により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当行は、グルーピングの単位を営業店単位としております。ただし、将来の使用が見込まれていない遊休資産については、個々の物件単位でグルーピングをしております。また、本部等銀行全体に関連する資産については共用資産としております。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額であります。正味売却価額は不動産鑑定評価額等から処分費用見込額を控除して算定し、使用価値は将来キャッシュ・フローを4.87%～5.05%で割り引いて算定しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当行は以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失	うち土地	うち建物
大分県内	営業用不動産2カ所	土地、建物	12百万円	8百万円	4百万円
大分県内	遊休不動産1カ所	土地	2百万円	2百万円	－百万円

上記の資産は、使用方法の変更により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当行は、グルーピングの単位を営業店単位としております。ただし、将来の使用が見込まれていない遊休資産については、個々の物件単位でグルーピングをしております。また、本部等銀行全体に関連する資産については共用資産としております。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額であります。正味売却価額は不動産鑑定評価額等から処分費用見込額を控除して算定し、使用価値は将来キャッシュ・フローを5.18%で割り引いて算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	5,944	—	—	5,944	
B種優先株式	3,000	—	—	3,000	
D種優先株式	1,600	—	—	1,600	
E種優先株式	799	—	799	—	(注) 1
F種優先株式	1,000	—	—	1,000	
合計	12,344	—	799	11,544	
自己株式					
普通株式	49	0	—	50	(注) 2
E種優先株式	630	169	799	—	(注) 3
合計	679	170	799	50	

(注) 1. E種優先株式の発行済株式数の減少799千株は、自己株式の消却によるものです。

2. 普通株式の自己株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取によるものです。

3. E種優先株式の自己株式数の増加169千株は、金銭を対価とする取得条項の行使によるものです。E種優先株式の自己株式数の減少799千株は、自己株式の消却によるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	58	10	2024年3月31日	2024年6月28日
	B種優先株式	24	8	2024年3月31日	2024年6月28日
	D種優先株式	189	118.4	2024年3月31日	2024年6月28日
	E種優先株式	33	200	2024年3月31日	2024年6月28日
	F種優先株式	26	26.36	2024年3月31日	2024年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	58	その他 利益剰余金	10	2025年3月31日	2025年6月30日
	B種優先株式	24	その他 利益剰余金	8	2025年3月31日	2025年6月30日
	D種優先株式	199	その他 利益剰余金	124.5	2025年3月31日	2025年6月30日
	F種優先株式	185	その他 利益剰余金	185	2025年3月31日	2025年6月30日

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	5,944	—	—	5,944	
B種優先株式	3,000	—	—	3,000	
D種優先株式	1,600	—	700	900	(注) 1
F種優先株式	1,000	—	—	1,000	
合計	11,544	—	700	10,844	
自己株式					
普通株式	50	0	—	50	(注) 2
D種優先株式	—	700	700	—	(注) 3
合計	50	700	700	50	

(注) 1. D種優先株式の発行済株式数の減少700千株は、自己株式の消却によるものです。

2. 普通株式の自己株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取によるものです。

3. D種優先株式の自己株式数の増加700千株は、取締役会決議に基づく取得によるものです。D種優先株式の自己株式数の減少700千株は、自己株式の消却によるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	58	10	2025年3月31日	2025年6月30日
	B種優先株式	24	8	2025年3月31日	2025年6月30日
	D種優先株式	199	124.5	2025年3月31日	2025年6月30日
	F種優先株式	185	185	2025年3月31日	2025年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

次の剰余金の配当に関する事項は、2026年6月26日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	58	その他 利益剰余金	10	2026年3月31日	2026年6月29日
	B種優先株式	24	その他 利益剰余金	8	2026年3月31日	2026年6月29日
	D種優先株式	160	その他 利益剰余金	177.8	2026年3月31日	2026年6月29日
	F種優先株式	185	その他 利益剰余金	185	2026年3月31日	2026年6月29日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月 31 日)
現金預け金勘定	54,724百万円	40,131百万円
定期預け金	△4,059百万円	△4,059百万円
その他預け金	△300百万円	△350百万円
現金及び現金同等物	50,364百万円	35,722百万円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

A T M、車輛

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務など銀行業務を中心に金融サービスに係る事業を行っており、市場の状況や長短のバランスを勘案して、資金の運用及び調達を行っております。

このように、主として金利変動や価格変動を伴う金融資産と負債を保有しているため、当行は資産及び負債の総合的管理(ALM:Asset Liability Management)を実施し、資産・負債のリスクを統合的に把握し、適正な管理を実施することにより、経営の健全性の確保と経営資源の効率的活用による収益性の向上を図っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

① 金融資産

当行が保有する主な金融資産は、国内の事業者及び個人に対する貸出金及び国債や社債等の債券・株式・投資信託等の有価証券であり、海外有価証券はありません。

また、有価証券は、満期保有目的及びその他保有目的で保有しており、トレーディング目的では保有しておりません。

これらの金融資産は、経済環境の変化や貸出先・発行体の財務状況の悪化等による信用力低下や債務不履行等の信用リスクや、金利・株価等の市場変動等により価格や収益等が変動する市場リスク、市場流動性の低下により適正な価格での取引が難しくなる市場流動性リスクに晒されております。

② 金融負債

当行が保有する主な金融負債は、国内の事業者及び個人の預金であります。

これらの金融負債は、金融資産と同様に、金利等の相場変動により価格やコスト等が変動する市場リスクや、市場の混乱や信用力の低下等により資金の調達が困難となる市場流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行は、リスク管理に関する方針や基本的事項を「リスク管理の基本方針」、「統合的リスク管理規程」にて制定し、これらの規程等に基づき組織的なリスク管理態勢を構築しております。

具体的には、取締役会をリスク管理態勢の上位機関とし、その下位に経営会議、頭取を委員長とするALM/リスク管理協議会を設置し、更にリスク種別毎に市場リスク部会や流動性リスク部会等を組織横断的に設置しております。

あわせて総合企画部をリスク管理の統括部署とし、リスク種別毎に主管部署または担当部署を特定しております。

このような組織態勢と各種規程・マニュアル等により金融商品に係る信用リスク・市場リスク・流動性リスク等を管理しております。

① 信用リスクの管理

当行は、銀行経営の健全性の観点から、貸出資産の健全性が重要であると考え、「クレジットポリシー」及び「信用リスク管理規程」「与信決裁権限規程」等の信用リスクに関する管理諸規程に従い、融資部が主管となつて与信案件の審査や与信のポートフォリオ管理を行い、信用リスクを管理しております。

与信限度額、内部格付、保証や担保の設定、開示債権への対応など与信管理に関する規程やマニュアルを整備し、営業店を指導する一方、特に信用リスクの程度が大きい与信先等については、融資部が重点的に管理を行っております。

また、組織横断的な信用リスク部会や与信案件協議機関として融資会議を設置し、案件次第では経営会議等に付議する等により、信用リスクをコントロールし与信運営上のガバナンスを確保しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスク及び価格変動リスクの管理

当行は、銀行経営の健全性の観点から、市場リスク管理は重要であると考えております。

当行が保有する主な市場リスクには、金利市場や株式市場等の変動により収益や価格が変動するリスクがあるため、それらリスクを適時適切に計測し管理しております。

「市場リスク管理規程」「統合的リスク管理細則」「市場リスク計測要領」等の規程及びマニュアルにリスク管理方法やリスク計測手法等を明記し、ALMに関する方針に基づき、ALM/リスク管理協議会等においてリスク状況の報告や今後の対応の協議等を行っております。

また、有価証券については、経営会議で決定した運用施策や有価証券運用基準に従って運用しております。

(ii) 為替リスクの管理

当行は、積極的な外貨建資産への投資を行っておりませんが、一部運用商品に含まれる為替リスクについては、他の市場リスクと合わせて一定の限度内に収まるよう管理しております。

③ 流動性リスクの管理

当行は、銀行経営の健全性の観点から、資金調達に係る流動性リスクを重要と考え、流動性リスク管理規程等に基づき管理しております。

主管部署及び統括部署が日常的に資金管理を行う一方で、将来の資金運用を反映した資金繰り予想を行い、月次で流動性リスク部会やALM/リスク管理協議会に報告することにより、統合的に管理しております。

(4) 市場リスク管理に係る定量的情報

① トレーディング勘定の金融商品

当行は、トレーディング勘定の金融商品を保有しておりません。

② トレーディング勘定以外の金融商品

当行の保有する金融商品の市場リスクについては、自己資本を勘案して策定した統合的リスク管理方針に基づいて、VaR(Value at Risk)を用いた統合リスク管理を実施することにより管理しております。

具体的には、市場金利やTOPIX等を指標として金融商品のVaRを計測し、自己資本を勘案して設定したリスクリミットを超過しないよう管理しております。

また、VaRについては金利の変動による金利リスクと市場価格の変動による価格変動リスクに区分して認識しております。

当行の保有する金融商品のうち、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「現金預け金」、「貸出金」、「預金」であります。

これらの算定については、分散共分散法(保有期間120日、信頼水準99%、観測期間720日(但し主たる資産・負債の観測期間))を採用しており、2026年3月31日現在では、633百万円(前事業年度末は552百万円)となっております。

また、価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」のその他有価証券に分類される株式、投資信託、債券であります。

これらの算定については、金利リスクと同様に分散共分散法(保有期間120日、信頼水準99%、観測期間720日)を採用しており、2026年3月31日現在では、1,865百万円(前事業年度末は2,218百万円)となっております。

従って、市場リスク全体では2,497百万円(前事業年度末は2,770百万円)となっております。

なお、VaRは、過去の市場相場の変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量であることから、市場環境が過去と大きく異なり変動する場合のリスクを捕捉できない可能性があり、従って実際の損失額がVaRを上回る場合もあります。

(5) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。((注1)参照)。また、現金預け金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	765	740	△25
その他有価証券	108,960	108,960	—
(2) 貸出金	429,303		
貸倒引当金(*)	△4,421		
	424,882	425,425	542
資産計	534,609	535,127	517
(1) 預金	559,661	559,218	△443
(2) 譲渡性預金	400	399	△0
負債計	560,061	559,618	△443

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当事業年度(2026年3月31日)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	771	721	△49
その他有価証券	110,828	110,828	—
(2) 貸出金	439,457		
貸倒引当金(*)	△4,874		
	434,583	434,142	△441
資産計	546,182	545,691	△491
(1) 預金	557,550	557,277	△272
(2) 譲渡性預金	5,000	5,000	0
負債計	562,550	562,277	△272

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
① 非上場株式(*1)(*2)	580	580
② 組合出資金(*3)	535	585
合計	1,115	1,166

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 前事業年度において、非上場株式について111百万円減損処理を行っております。当事業年度において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	46,426	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	740	—	—
うち地方債	—	—	—	740	—	—
その他有価証券のうち満期 があるもの	11,184	43,003	24,626	24,092	642	—
うち国債	498	2,490	7,258	7,494	—	—
地方債	4,479	23,281	7,919	10,007	188	—
社債	4,686	13,578	8,502	5,206	454	—
その他	1,521	3,652	945	1,384	—	—
貸出金(*)	260,645	51,038	39,246	14,385	12,038	2,638
合計	318,256	94,041	63,873	39,218	12,681	2,638

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない22,591百万円、当座貸越等の期間の定めのないもの26,719百万円は含めておりません。

当事業年度(2026年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	34,712	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	721	—	—
うち地方債	—	—	—	721	—	—
その他有価証券のうち満期 があるもの	33,082	24,928	36,997	8,835	2,091	—
うち国債	2,492	6,391	8,025	4,540	—	—
地方債	19,009	9,335	16,675	179	2,001	—
社債	8,979	7,831	11,844	3,231	90	—
その他	2,602	1,369	451	883	—	—
貸出金(*)	279,523	49,723	29,049	13,441	11,083	2,470
合計	347,319	74,651	66,046	22,998	13,175	2,470

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない22,875百万円、当座貸越等の期間の定めのないもの31,290百万円は含めておりません。

(注3) 社債、借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度(2025年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	495,013	41,570	22,916	160	—	—
譲渡性預金	400	—	—	—	—	—
合計	495,413	41,570	22,916	160	—	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当事業年度(2026年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	479,311	53,520	24,718	—	—	—
譲渡性預金	5,000	—	—	—	—	—
合計	484,311	53,520	24,718	—	—	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度 (2025年3月31日)

(単位: 百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	17,742	45,876	—	63,618
社債	—	29,993	2,435	32,428
株式	4,593	—	—	4,593
その他	1,254	6,583	482	8,320
資産計	23,589	82,452	2,918	108,960

当事業年度 (2026年3月31日)

(単位: 百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	21,450	47,200	—	68,651
社債	—	30,569	1,407	31,976
株式	4,281	—	—	4,281
その他	1,086	4,346	485	5,918
資産計	26,818	82,116	1,892	110,828

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度 (2025年3月31日)

(単位: 百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	—	740	—	740
貸出金	—	—	425,425	425,425
資産計	—	740	425,425	426,166
預金	—	559,218	—	559,218
譲渡性預金	—	399	—	399
負債計	—	559,618	—	559,618

当事業年度 (2026年3月31日)

(単位: 百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	—	721	—	721
貸出金	—	—	434,142	434,142
資産計	—	721	434,142	434,863
預金	—	557,277	—	557,277
譲渡性預金	—	5,000	—	5,000
負債計	—	562,277	—	562,277

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や上場投資信託、国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債、円建外債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない社債(銀行保証付私募債)は、将来キャッシュフローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。また、公表された相場価格のないユーロ円債については、業者より入手した相場価格を時価としており、それらに用いたインプットに基づきレベル3の時価に分類

しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸出金等は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒引当金を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

返済期限を設けていない貸出金は、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

これらの取引につきましては、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金及び譲渡性預金

要求払預金について、決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金及び譲渡性預金については、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を、新規に預金を受け入れた場合に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。

当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前事業年度 (2025年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
社債(私募債)	現在価値技法	デフォルト率	0.2%－2.1%	0.3%
その他(ユーロ円債)	現在価値技法	オプション調整済スプレッド	121.3bps－121.7bps	121.5bps

当事業年度 (2026年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
社債(私募債)	現在価値技法	デフォルト率	0.0%－1.9%	0.2%
その他(ユーロ円債)	現在価値技法	オプション調整済スプレッド	119.1bps－119.1bps	119.1bps

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前事業年度 (2025年 3月31日)

(単位: 百万円)

	期首 残高	当期の損益又は 評価・換算差額等		購入、売却 、発行及び 決済の純額	レベル3 の時価への 振替	レベル3の 時価からの 振替	期末 残高	当期の損益に計 上した額のうち 貸借対照表日 において保有する 金融資産の評価 損益
		損益に計上	評価・換算差 額等に計上 (*)					
有価証券								
社債(私募債)	3,204	—	△18	△750	—	—	2,435	—
その他(ユーロ円債)	487	—	△4	—	—	—	482	—

(※) 貸借対照表の「評価・換算差額等」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当事業年度 (2026年 3月31日)

(単位: 百万円)

	期首 残高	当期の損益又は 評価・換算差額等		購入、売却 、発行及び 決済の純額	レベル3 の時価への 振替	レベル3の 時価からの 振替	期末 残高	当期の損益に計 上した額のうち 貸借対照表日 において保有する 金融資産の評価 損益
		損益に計上	評価・換算差 額等に計上 (*)					
有価証券								
社債(私募債)	2,435	—	△1	△1,026	—	—	1,407	—
その他(ユーロ円債)	482	—	2	—	—	—	485	—

(※) 貸借対照表の「評価・換算差額等」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価評価のプロセスの説明

当行は時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価は、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しており、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及び類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、格付別デフォルト率であり、ユーロ円債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットはオプション調整済みスプレッドであります。これらのインプットの著しい増加(減少)は、時価の著しい低下(上昇)を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

※ 貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
子会社株式(出資金)	188	243
関連会社株式	—	—
合計	188	243

2. 満期保有目的の債券

前事業年度(2025年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	765	740	△25
	小計	765	740	△25
合計		765	740	△25

当事業年度(2026年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	771	721	△49
	小計	771	721	△49
合計		771	721	△49

3. その他有価証券

前事業年度(2025年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超える もの	株式	3,914	2,194	1,720
	債券	1,732	1,725	7
	社債	1,732	1,725	7
	その他	36	29	7
	小計	5,684	3,948	1,735
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	株式	678	758	△79
	債券	94,314	97,077	△2,762
	国債	17,742	18,478	△735
	地方債	45,876	47,104	△1,228
	社債	30,696	31,494	△798
	その他	8,283	8,895	△611
	小計	103,276	106,730	△3,454
合計		108,960	110,679	△1,718

当事業年度(2026年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超える もの	株式	4,095	1,764	2,331
	債券	781	779	2
	社債	781	779	2
	その他	313	293	19
	小計	5,191	2,836	2,354
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	株式	185	194	△9
	債券	99,846	103,312	△3,466
	国債	21,450	22,486	△1,035
	地方債	47,200	48,628	△1,427
	社債	31,194	32,198	△1,003
	その他	5,605	5,763	△158
	小計	105,636	109,271	△3,634
合計		110,828	112,107	△1,279

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	358	135	—
その他	242	—	76
合計	601	135	76

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,815	763	—
債券	398	2	—
地方債	100	0	—
社債	298	2	—
その他	1,331	46	380
合計	3,545	811	380

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前事業年度及び当事業年度における減損処理額はありません。

なお、市場価格のある時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当該事業年度末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合は著しく下落したと判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容、信用リスク及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案して判断しております。なお、債券については、30%未満の下落であっても、時価の下落が格付の引下げ等による信用リスクの増大に起因して生じていると認められる場合もあるため、発行会社の信用リスクに係る評価等により、総合的に判断しております。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前事業年度(2025年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	△1,718
その他有価証券	△1,718
(+)繰延税金資産(又は(△)繰延税金負債)	—
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△1,718
その他有価証券評価差額金	△1,718

当事業年度(2026年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	△1,279
その他有価証券	△1,279
(+)繰延税金資産(又は(△)繰延税金負債)	—
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△1,279
その他有価証券評価差額金	△1,279

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、従業員の退職給付に備えるため、積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給することとしております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,581	2,441
勤務費用	126	123
利息費用	22	21
数理計算上の差異の発生額	5	△287
退職給付の支払額	△294	△202
退職給付債務の期末残高	2,441	2,096

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
年金資産の期首残高	3,122	2,902
期待運用収益	62	58
数理計算上の差異の発生額	△85	51
事業主からの拠出額	97	96
退職給付の支払額	△294	△202
年金資産の期末残高	2,902	2,906

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,441	2,096
年金資産	△2,902	△2,906
非積立型制度の退職給付債務	△460	△810
未積立退職給付債務	—	—
未認識数理計算上の差異	△460	△810
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△135	226
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△595	△583
前払年金費用	△595	△583
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△595	△583

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
勤務費用	126	123
利息費用	22	21
期待運用収益	△62	△58
数理計算上の差異の費用処理額	39	22
確定給付制度に係る退職給付費用	126	109

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
一般勘定	48.12%	46.72%
株式	17.05%	16.98%
債券	27.12%	26.85%
その他	7.71%	9.45%
合計	100.00%	100.00%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

区分	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
割引率	0.865%	2.370%
長期期待運用収益率	2.000%	2.000%
予想昇給率	1.700%	1.700%

(注)当事業年度の期首時点の計算において適用した割引率は0.865%でありましたが、期末時点において割引率の再検討を行った結果、割引率の変更により退職給付債務の額に重要な影響を及ぼすと判断し、割引率を2.370%に変更しております。

3. 確定拠出制度

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注2)	1,149百万円	397百万円
貸倒引当金	2,121	2,222
減価償却超過額	66	66
有価証券償却否認	276	128
その他有価証券評価差額金	601	612
その他	344	336
繰延税金資産小計	4,560	3,764
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注2)	△546	—
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額	△2,874	△2,800
評価性引当額小計(注1)	△3,420	△2,800
繰延税金資産合計	1,140	964
繰延税金負債		
前払年金費用	185	183
資産除去債務	4	4
その他	4	0
繰延税金負債合計	193	188
繰延税金資産の純額	946百万円	775百万円

(注1) 評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少であります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(*)	752	220	—	—	176	—	1,149
評価性引当額	△534	△11	—	—	—	—	△546
繰延税金資産	218	208	—	—	176	—	603

(*) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2026年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(*)	220	—	—	176	—	—	397
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	220	—	—	176	—	—	397

(*) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.45%	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.66	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.95	
住民税均等割等	0.34	
評価性引当額の増減	△13.04	
税率変更等による期末繰延税金資産の増額修正	△0.84	
税務上の繰越欠損金の利用	△8.59	
その他	0.03	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.06%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

イ 当該資産除去債務の概要

当行の営業店舗等の不動産賃貸借契約及び事業用定期借地権契約に伴う原状回復義務等に関して資産除去債務を計上しております。

また、石綿障害予防規則等に基づき、一部の店舗に使用されている有害物質を除去する義務に関しましても資産除去債務を計上しております。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から主に50年と見積り、割引率は主に2.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
期首残高	177百万円	175百万円
時の経過による調整額	0百万円	0百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円	1百万円
資産除去債務の戻入額	△2百万円	△26百万円
期末残高	175百万円	150百万円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
役務取引等収益	1,341	1,312
預金・貸出業務	528	560
為替業務	360	368
証券関連業務	3	5
代理業務	99	100
保護預り・貸金庫業務	5	5
保証業務	8	8
保険窓販業務	132	110
投信窓販業務	203	154
その他経常収益	13	13
その他業務	13	13
顧客との契約から生じる経常収益	1,354	1,325
上記以外の経常収益	9,025	10,716
外部顧客に対する経常収益	10,380	12,042

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	8,025	767	1,587	10,380

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行は、有形固定資産がすべて本邦に所在しているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	8,852	1,572	1,617	12,042

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行は、有形固定資産がすべて本邦に所在しているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

役員及び個人主要株主等

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員の近親者	秦野 晃郎（注1）	—	—	公認会計士、税理士	—	与信取引先	資金の貸付（注2,3）	—	貸出金	23
							利息の受取	0	その他資産	0

- （注） 1. 当行の取締役監査等委員秦野真郎の近親者であります。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等は、一般の取引条件と同様に決定しております。
3. 資金の貸付については無担保で行っております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員の近親者	秦野 晃郎（注1）	—	—	公認会計士、税理士	—	与信取引先	資金の貸付（注2,3）	—	貸出金	13
							利息の受取	0	その他資産	0

- （注） 1. 当行の取締役監査等委員秦野真郎の近親者であります。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等は、一般の取引条件と同様に決定しております。
3. 資金の貸付については無担保で行っております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	788円57銭	922円30銭
1株当たり当期純利益	106円74銭	69円27銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	19円54銭	17円08銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の計算方法

純資産額から優先株式の発行金額22,000百万円(前事業年度29,000百万円)及び優先株式配当額369百万円(前事業年度408百万円)を控除しております。

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	1,037	819
普通株主に帰属しない金額	百万円	408	410
(うち優先株式配当額)	百万円	(408)	(369)
(うち配当優先株式に係る償還差額)	百万円	(0)	(41)
普通株式に係る当期純利益	百万円	629	408
普通株式の期中平均株式数	千株	5,894	5,894
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	408	410
(うち優先株式配当額)	百万円	(408)	(369)
(うち配当優先株式に係る償還差額)	百万円	(0)	(41)
普通株式増加数	千株	47,200	42,079
(うち優先株式)	千株	(47,200)	(42,079)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	5,140	87	262 (4)	4,965	3,885	76	1,079
土地	4,419 [1,309]	79 [12]	124 [3] (8)	4,373 [1,318]	—	—	4,373
リース資産	426	—	—	426	318	22	108
建設仮勘定	16	164	54	126	—	—	126
その他の有形固定資産	1,716 [12]	195	158 [12] (2)	1,753	1,448	126	305
有形固定資産計	11,719 [1,321]	526 [12]	599 [15] (15)	11,646 [1,318]	5,653	225	5,992
無形固定資産							
ソフトウェア	1,734	70	4	1,800	1,550	99	250
ソフトウェア仮勘定	6	24	28	2	—	—	2
その他の無形固定資産	0	0	0	—	—	—	—
無形固定資産計	1,741	95	33	1,802	1,550	99	252

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. []内は、土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)により行った土地の再評価実施前の帳簿価額との差額[内書き]であります。当期増加額欄はその他の有形固定資産から土地への振替による増加であり、当期減少額欄は上記の振替、減損損失の計上による減少であります。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
リース債務	143	118	—	—
リース債務	143	118	—	2026年4月～ 2031年9月

- (注) 1. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分しているため、記載しておりません。
2. リース債務の決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
リース債務(百万円)	23	23	21	21	21

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については貸借対照表中「負債の部」の「リース債務」勘定の内訳を記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	4,429	4,882	64	4,364	4,882
一般貸倒引当金	2,299	2,096	—	2,299	2,096
個別貸倒引当金	2,130	2,786	64	2,065	2,786
うち非居住者向け 債権分	—	—	—	—	—
賞与引当金	248	258	248	—	258
計	4,678	5,141	313	4,364	5,141

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金・・・・・・洗替による取崩額

個別貸倒引当金・・・・・・主として洗替による取崩額

○ 未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	133	309	244	0	198
未払法人税等	36	133	61	0	108
未払事業税等	97	175	183	0	89

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(2026年3月31日現在)の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

① 資産の部

預け金	日本銀行への預け金30,303百万円その他であります。
その他の証券	外国証券3,871百万円、受益証券2,047百万円その他であります。
未収収益	貸出金利息250百万円、有価証券利息104百万円その他であります。
その他の資産	仮払金89百万円（SBK関連費用等）その他であります。

② 負債の部

その他の預金	別段預金11,684百万円その他であります。
未払費用	預金利息428百万円、支払保証料75百万円、社会保険料72百万円その他であります。
前受収益	貸出金利息615百万円その他であります。
その他の負債	仮受金2,667百万円（口座自動振替資金等）その他であります。

(3) 【その他】

当事業年度における半期情報等

	中間会計期間	当事業年度
経常収益(百万円)	5,792	12,042
税引前中間(当期)純利益(百万円)	624	1,192
中間(当期)純利益(百万円)	408	819
1株当たり中間(当期)純利益(円)	62.27	69.27

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞及び大分市において発行する大分合同新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	ありません。

(注) 当行定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、同法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当行は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第107期)(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)2025年6月20日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年6月20日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

第108期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)2025年11月19日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2025年7月2日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月19日

株式会社豊和銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 田 修

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 口 輝 朗

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社豊和銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第108期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社豊和銀行の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸出金等に対する貸倒引当金算定の基礎となる債務者区分の判定の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、大分県を主要な営業基盤とした地域金融機関であり、貸出業務はその中核をなすものである。 それにより会社が計上している貸出金及びその他の債権の回収可能性は、国内外の景気動向、不動産価格や金利、株価等金融経済環境の変動、債務者の経営状況あるいは収支状況の変動等の影響を受けるため、貸倒れが発生する可能性がある。 特に会社の貸出先は、中小企業等が主体であることから、内部留保の蓄積が薄く、景気変動の影響を受けやすいため、地域の経済環境や雇用環境の悪化が続けば、会社の不良債権及び与信関係費用は増加するおそれがあり、その結果、業績に悪影響を及ぼす可能性がある。 このため、会社は、主に貸出金の貸倒実績率に基づく予想損失額を見込む方法により、貸倒引当金を計上している。 当事業年度末の貸借対照表において、貸出金を439,457百万円（総資産の73.7%）、貸倒引当金を4,882百万円計上しており、【注記事項】（重要な会計方針）5．引当金の計上基準（1）貸倒引当金及び（重要な会計上の見積り）に具体的な計上方法が記載されている。 貸倒引当金は、会社が予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準にしたがって算定されるが、その算定過程には、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定が含まれる。 特に、返済状況、財務内容、又は業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定に当たっては、将来の業績等の見通しが主要な仮定となり、債務者が策定した返済状況、財務内容及び業績に係る将来見通しを具体化した経営改善計画等の合理性及び実現可能性等の評価が、より重要な判定要素となる。 将来の業績等の見通しは、債務者を取り巻く経営環境の変化や債務者の事業戦略の成否によって影響を受けるため、見積りの不確実性や経営者の判断に依拠する程度が高い。 したがって、当監査法人は、返済状況、財務内容、又は業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定の妥当性を、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、会社が実施した債務者区分の判定の妥当性を検討するにあたって、主として以下の監査手続を実施した。 ・債務者区分の判定及びその基礎となる債務者に関する財務情報に係る会社の内部統制を評価した。 ・信用リスクが高い債務者もしくは高くなることが見込まれる債務者の債務者区分の妥当性を検討するため、債務者区分の遷移が貸倒引当金計上額に及ぼす金額的影響に加え、債務者の返済状況、財務内容又は業績悪化の程度、経営改善計画等の策定の有無等並びに自己査定異常検知ツール（自己査定に係る監査において、貸出先の与信情報及び財務情報に基づき、業種、支店、地域等の観点から視覚化して信用リスクの所在を識別するとともに、貸出先毎に機械学習を用いた債務者区分推定モデルに基づく債務者区分と会社が判定した債務者区分の相違を識別すること等により、検討対象先の抽出を支援するツール）を用いて分析した結果を考慮し、必要と考えられる検討対象先を抽出した。 ・債務者の直近の返済状況、財務内容及び業績の実態を把握するため、債務者の事業内容等に関する説明資料、借入及び返済状況に関する資料、実態的な財務内容把握のための調査資料、決算書、試算表等、会社の自己査定関連資料一式を閲覧し、検討するとともに、必要に応じて、財務数値と信用調査会社の調査資料との比較、融資を所管する部門の担当者に質問し、回答内容を検討した。 ・債務者の経営改善計画等における主要な損益項目等の合理性及び実現可能性等を検討するため、債務者の売上高、売上原価、販売費及び一般管理費等、主要な損益項目等について、過去実績からの趨勢分析、過年度の経営改善計画等の達成度合いに基づく見積りの精度の評価、債務者の交渉履歴及び該当ある場合にはバンクミーティング議事録の閲覧、必要に応じて利用可能な外部情報との比較等を実施するとともに、融資担当役員及び融資を所管する部門の担当者に質問を実施し、回答内容を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社豊和銀行の2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社豊和銀行が2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） １． 上記の監査報告書の原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月19日
【会社名】	株式会社豊和銀行
【英訳名】	THE HOWA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 権藤 淳
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大分市王子中町4番10号
【縦覧に供する場所】	株式会社豊和銀行 福岡支店 (福岡市博多区博多駅南2丁目1番9号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神2丁目14番2号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取権藤淳は、当行の第108期(自2025年4月1日 至2026年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月19日
【会社名】	株式会社豊和銀行
【英訳名】	THE HOWA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 権藤 淳
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大分市王子中町4番10号
【縦覧に供する場所】	株式会社豊和銀行 福岡支店 (福岡市博多区博多駅南2丁目1番9号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神2丁目14番2号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役頭取権藤淳は、当行の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見できない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、当行の財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価しております。また、統制上の要点等に係る不備がある場合には、当該不備が財務報告の信頼性に及ぼす影響を評価した上で、財務報告に係る内部統制の有効性を判断しております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当行における財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性並びに発生可能性を考慮して決定しており、当行を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、全ての事業拠点を対象としております。また、当行の事業目的に大きく関わる勘定科目として、銀行業の特性及び当行の総資産、税引前当期純利益に占める割合等を勘案し、「預金、貸出金及び有価証券」の3勘定に至る業務プロセスを原則として評価の対象としております。更に、リスクの発生又は変化による財務報告への影響も勘案した上で、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しており、主な業務プロセスは以下のとおりです。

貸倒引当金の算定

貸出先の将来の業績等の見通し等を踏まえた債務者区分の判定、貸出先の担保の処分可能見込額の算定、貸倒引当金の算定方法等における、見積り及び主要な仮定には不確実性を伴う。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当行の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。



GREEN PRINTING JFPI
P-A10007

この印刷製品は、環境に配慮した
資材と工場で製造されています。